



Title	満洲重工業開発株式会社の設立と外資導入交渉
Author(s)	田代, 文幸
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 8, 245-274
Issue Date	2001-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22331
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_P245-274.pdf



満洲重工業開発株式会社の 設立と外資導入交渉

た しろ ふみ ゆき
田 代 文 幸

目 次

はじめに — 本論文の課題	246
第一節 満洲重工業開発株式会社の設立の経緯	246
一 アメリカの対満政策と満洲国建国宣言	246
二 満洲国初期の経済統制	247
三 満洲産業開発五箇年計画の策定	248
四 満業の設立（日産の満洲移駐）	250
五 満業を受け入れた満鉄側の事情と松岡洋右総裁の声明	253
第二節 満洲移駐についての日産側の事情	254
第三節 満業設立問題に関する衆議院の質疑応答	255
第四節 満業の事業失敗とその要因	256
一 満業の事業の失敗	256
二 満業の事業失敗の原因	257
第五節 外資導入交渉とその挫折	258
一 資金計画と第三国からの資金調達	258
二 外資導入の重要性と可能性	258
三 初期の外資導入交渉—会社設立から一九三九年前半まで	260
四 後期の外資導入交渉—一九三九年後半から日米開戦まで	262
第六節 日産（満業）とフォード自動車との提携交渉	264
一 満洲移駐前の日産とアメリカの自動車会社との交渉	264
二 満洲移駐後の日産（満業）の提携交渉	265
三 アメリカ国内の情勢—政府と大衆の反日態度	268
おわりに	269

はじめに — 本論文の課題

満洲の経済開発については、一九三〇年代後半までは南満洲鉄道株式会社（以下「満鉄」という）が、それ以後は満洲重工業開発株式会社（以下「満業」という）が推進の主体であった。満鉄は、日露講和条約調印の翌年、一九〇六年六月の南満洲鉄道株式会社に関する勅令の公布によって、一九〇七年四月開業した。同社は南満洲の鉄道を建設、運営したのみでなく、一業種ごとに一特殊会社を設立して、鉄鋼、石炭、電力等の産業を発展せしめた。満洲国の建国後、関東軍は、経済開発を効果的に進めるために、満洲産業開発五箇年計画を策定し、実行した。この五箇年計画の中核である重化学工業の総合開発を担ったのが、鮎川義介を総裁とする満業である。他方、満鉄は、これを機に満洲国全体の鉄道の建設、運営に専念することになった。

満洲産業開発五箇年計画は、わが国が策定した初めての長期経済計画であった。この計画は、当初対ソ戦に備えて関東軍の自給体制の確立のため、満洲産業の重化学工業化を推進することを目的としていたが、太平洋戦争の戦局悪化以後は、日本本土が必要とする基礎資源や食料を生産し、移送することが主要な課題となった。満洲産業開発五箇年計画の目的変更に伴い、基礎資源の開発のみならず、自動車、飛行機、兵器などの現地生産をめざした満業の野心的な総合開発方式も変質していった。

本稿は、満業の設立経過と事業経営について、鮎川義介の外資導入交渉を中心に検討する。鮎川はとくにアメリカから満洲への資本導入に心血を注いだ。

満洲については、一九世紀末以降、日本とアメリカとの間に鋭い緊張があった。後述のように、アメリカはヘイ通牒以来一貫して満洲を含む中国の門戸開放・機会均等を唱えてきた。アメリカは満洲への経済的進出を目指し、一九〇五年の満鉄についての桂—ハリマン協定、一九〇九年のノックスの満鉄中立化案、一九一一年の満洲開発借款

など種々対満投資を試みた。一九二一年から二二年にアメリカはワシントン会議を開催し、九箇国条約締結によって、門戸開放・機会均等の原則を列国に承認させた。

他方、日本は日露戦争によって獲得した満洲の権益を固守しようとし、対華二十一箇条要求を中国に受諾させた。それ以後満洲事変の勃発に至るまで、外国の大資本が満洲に入ることは、日本にとって認められない点であった。そして満洲事変は、日本が満洲の権益をいっそう確実なものにするために企てた戦争であった。しかるに、後述するように、一九三二年に発せられた満洲国建国宣言は、門戸開放・機会均等の精神を明確に掲げ、一九三七年制定の満洲重工業確立要綱も外資導入を図るべきことを明確に規定した。

このように日本は、明治以降、満洲に於ける「特殊利益」を終始強調してきたのに、満洲国建国以後は、一転して門戸開放・機会均等の原則を掲げ、アメリカ資本の導入を図ることとなった。日本の意図は何であったのか、またそのような日本に対してアメリカはどう対応したのか、これが本論文の課題である。

第一節 満洲重工業開発株式会社の設立の経緯

一 アメリカの対満政策と満洲国建国宣言

本節では、まずアメリカの満洲に対する政策を歴史的に説明し⁽¹⁾、次に満業設立の基礎となった満洲国建国宣言の門戸開放の方針について述べたい。

一八九九年九月、ヘイ国務長官は「商業上の門戸開放政策に関する宣言」をイギリス、ロシア、ついで同年一二月フランス、イタリア、ベルギー、日本の各国に送付した。これは中国における通商上の平等、機会の均等を主張するもので、各国も主義上これに賛成した。翌一九〇〇年ヘイは第二次通牒を送って、門戸開放に加えて中国の領土保全を強調した。ヘイの通牒はとくに満洲および中国北部の門戸開放を含意しており⁽²⁾、アメリカの門戸開放政策は、日露戦争後満洲に独占的地位を確保しようとする日本を牽制する重要な政策と

なった。一九〇五年アメリカの鉄道王ハリマンは、日本政府と東清鉄道南部支線の日米共同経営について予備的覚書を取り交わした（桂—ハリマン協定）。しかし、ポーツマス講和条約の調印を終えて帰国した小村寿太郎は、満鉄の株主は日清両国人に限られるとの論拠に立って、覚書を破棄させた。この後もアメリカは、一九〇九年のノックスの満鉄中立化案（日露が反対）、一九一一年の満洲開発借款（一九一三年アメリカはウィルソンが大統領に就任すると借款条件過酷を理由に脱退）など種々試みたが、一九三〇年代に至るまで、さしたる対満投資を行うことができなかった。

一九一五年日本が中国に対して対華二十一箇条要求を提出すると、ブライアン国務長官は「合衆国政府は、門戸開放政策の名で呼ばれる国際的政策に反する協定を承認し得ない」と日中両国に通告した（ブライアン・ノート）。一九二一年から一九二二年にかけて開催されたワシントン会議では九箇国条約が締結され、門戸開放・機会均等が初めて条約として成文化された。これは自国の特殊権益を強調する日本の立場と反対で、アメリカ外交の勝利であった。しかし九箇国条約は、違反に対する制裁規定がなく、満洲事変、日中戦争のような侵略行為に対して何の処置もとることができなかった。関東軍は、九箇国条約の弱点を知悉していて、満洲事変直前の二、三箇月前に「九国条約ヲ尊重セサル場合世界各国ノ感情ヲ害スルコトアルモ之カ為帝国ニ対シテ積極的ニ齒向ヒ来ルモノ幾何³⁾」という情勢判断を下した。

しかし、一九三二年三月一日に発せられた満洲国建国宣言は、次のように門戸開放・機会均等の精神を明確に掲げた。

其ノ自ラ我カ新国境内ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何国ニ論ナク一律ニ歓迎シ、以テ門戸開放機会均等ノ實際ヲ達セシム

そして建国の一、二箇月後、板垣征四郎高級参謀は、制限付ながらアメリカに対しても門戸開

放・機会均等の原則を認めた⁴⁾。そして次に述べるように、「門戸開放、機会均等の精神に則り、広く世界に資本を求め……」ることが、満洲国経済建設の根本方針となったのである。

二 満洲国初期の経済統制

一九三三年三月満洲国政府は満洲国経済建設要綱⁵⁾を発表した。この要綱は、「経済建設の根本方針」として、次の四つをあげている。

ア 国民全体の利益を基調とし、利益が一部階級に壟断される弊を除く。（王道主義）

イ 重要経済部門には国家的統制を加える。（経済統制）

ウ 門戸開放、機会均等の精神に則り、広く世界に資本を求め、特に先進諸国の技術、経験を集めて有効に利用する。（門戸開放、機会均等）

エ 東亜経済の融合を目的とし、先ず日本と協調して相互扶助の関係を緊密にする。（日滿相互扶助）

この要綱は、日本の資本主義経済を是正し、満洲において理想的な経済開発と経済統制を実施することを目的とした。満洲国は経済開発を進めるのに絶対的に資金が不足していた。そのために、門戸開放、機会均等を謳い、外資導入を図ることになった。

満洲事変勃発後の日本は、軍事費を中心とする財政の急激な膨脹によって、景気回復を達成する。しかし、日本の対満投資は満業設立までは低水準にとどまり、しかもその過半数は満鉄向けであった。その理由は、産業界の主流が未だ対満投資に慎重であったためである。

翌一九三四年三月日本政府は日滿経済統制方策要綱⁶⁾を閣議決定した。この要綱は、次のことを定めた。

ア 第三国の投資を誘致すること

イ 満洲国において鉱業のほかに重化学工業をも発展させるため、特殊会社を経営せしめ、日本が監督すること。特に、自動車・兵器等の製造工業の特殊会社を経営すること

関東軍が自動車産業を重視した理由として、一九三三年二月の熱河作戦で関東軍野戦自動車隊が活躍したことがあげられる⁽⁷⁾。鉄道の殆ど敷設されていない熱河省で、同自動車隊のフォードが、短期間に長城付近の承德に達し、自動車の軍事的価値が高く評価されたのである。

また、この要綱は、重要産業について、日本政府の保護監督のもとに、一業一社主義により、特殊会社に経営させるという方策を規定した。しかし、特殊会社に委ねる事業があまりに多く、一般民間の経営に委ねる事業が制限されたことに対して、民間産業人から異論がでた。このため満洲国政府は、一九三四年六月に「一般企業に関する声明」⁽⁸⁾を発し、「(重要産業以外の)一般の企業については大体広く民間の進出経営を歓迎するものなり」と述べて、日満産業人を慰撫しなければならなかった。

三 満洲産業開発五箇年計画の策定

(一) 満鉄改組案の撤回と在満機構改革の実現

陸軍は満鉄改組案については反対を受けて撤回したが、在満機構改革を実現した。その経過は次のとおりである。

一九三三年三月に関東軍参謀沼田多稼蔵中佐は満鉄改組案を満鉄副総裁八田嘉明に手渡した。同年一〇月二三日沼田参謀は満洲日報記者にその内容を漏らし、翌二四日の満洲日報は第一面トップでその内容を掲載した。

ア 満鉄をホールディングカンパニーのシステムにする。

この方針によって満鉄の各部門の事業をそれぞれ独立会社とする。

イ 現在の鉄道部が独立の鉄道会社となる。

ウ 満鉄の附屬地行政は当然満洲国に移されるべきである。

治外法権もともに撤廃されなければならない。

エ 満鉄経済調査会と関東軍特務部との合作には予算関係もありその実現の時期は明言出来ないが、所謂「満洲経済参謀本部」の理想に

進める方針である。

オ 満鉄の事業は裏を返せば即ち悉く満洲国の事業とってよい。

関東軍司令官が満鉄に対する一元的監督権を持つのは理論的に当然の帰結である。

このうち、ア、イの提案は後の満業設立案を想起させるものがある。

この満鉄改組案には満鉄の幹部は大反対を唱え、社員会が反対運動に立ち上がった。また、関東軍、満鉄、関東軍の交通関係者も反対し、拓務省および参謀本部第三部(交通通信担当)もまたこれに同調し、結局、関東軍はこの案を撤回せざるを得なかった。

次に在満機構については、関東軍司令官、満洲国大使、関東長官の三頭政治で、とかく政策に統一を欠き、陸軍は改革を求めていた。これについては、一九三四年一二月、関東軍司令官が駐満全権大使を兼任するとともに、関東州をも統括し、関東長官は廃止されることになった。また日本中央にあっては、対満事務局を創設し、陸軍大臣がその総裁を兼務して関係各省の対満行政事務を統括することになった。

一九三五年初頭、従来満洲経済建設を推進した関東軍特務部を廃止し、その機能を満洲国政府に移管し、総務庁企画処を設置した。また一九三五年五月、日満経済共同委員会を新京に設置し、日満間の重要な経済問題を審議することとした。これらの施策によって、陸軍は、前述の満鉄改組の一目的を達成しようとした⁽⁹⁾。

(二) 満洲経済建設に対する新たな陸軍の動き

満洲周辺の事態は必ずしも平静ではなかった。すなわちソ連の五箇年計画が着々と実効を挙げるとともに、極東兵備は逐年増加の一途を辿り、国境の紛争は年とともに増加したほか、規模を拡大するに至った。また中国共産党の延安移転、陸軍の華北分離工作は満洲国西部の国境情勢を複雑化した。

これらに対応して関東軍の兵力も逐年増強され、これに伴う軍事施設、就中国境築城、飛行場

建設、兵営倉庫の建設、軍需物資の取得等は、満洲経済を圧迫するとともに軍需物資の現地調達を必要を痛感させた。

満洲国の国際関係と治安状態の不安定は、日本の産業資本家の進出を阻み、新段階に処して官民の支援が求められるに至った。かくて、一九三六年秋、陸軍省および関東軍は財界人の満洲視察を勧誘し、その勧誘に応じて、鮎川義介（日本産業）、野口遵（日本窒素肥料）、松方幸次郎（川崎汽船）津田信吾（鐘淵紡績）、安川雄之介（三井物産）、森轟昶（日本電気工業）等の財界人が満洲視察を行って、陸軍大臣および関東軍にそれぞれ視察の所見を報告した。なお、この時の満洲を視察する財界人の人選について、当時まだ商工省にいた岸信介が内々相談に預かった⁽¹⁰⁾。

このうち鮎川義介は、一九三六年板垣征四郎関東軍参謀長の招請もあって満洲を視察した。鮎川は、満洲視察に先立って台湾を二週間視察した。あらかじめ台湾を視察したのは、同地領有以来四〇年経過しているの、台湾を調べれば日本人の産業上の足跡が分かると思ったからであった⁽¹¹⁾。満洲視察が終って、同年十一月板垣参謀長等と新京で会見し、帰京した鮎川は、寺内壽一陸軍大臣その他陸軍省関係官に所見を述べた。鮎川は、台湾、満洲の産業経済を詳細に視察したので、他の視察者に比べ、その提案は具体的、総合的であった。その内容は次のように、一業一社主義を捨てて総合的開発方式を採用するよう主張するものであった⁽¹²⁾。

（満洲を開発するには）どうすればよいかというと、先進国から資材と技術を取り入れ、これによって仕事の糸口をつけ、机上の計画に活をいれ、実際にやって行けるようにしなければならぬ。独立した一業一社というような考え方を、思いきって捨てて、ピラミッド式に、総合的に満洲の資源開発をもくろむのでなければならぬ。そうでなければ、自動車の問題にしても、本格的な解決などはおぼつかない。

満洲の大規模開発を急ぎ、満鉄による従来の満洲開発方式（一業一社主義）に不信感を抱いていた関東軍は、鮎川の意見に全面的に賛成した。

（三）満洲産業開発五箇年計画の策定

参謀本部作戦課長石原莞爾は、初めて「軍事中心の国防から国力増進の国防へ」の方針転換を唱えた。日本の国力増進を基礎とする国防の必要を石原が力説した理由は、一つにはソ連のめざましい国力の充実と極東兵備の増強にあった。石原は、この国力増進を推進するために、松岡洋右の援助の下に、満鉄参事宮崎正義を中心とする日満財政経済研究会を作り、具体的な国力増進計画案を作成させた。一九三六年七月、国力増進計画案、いわゆる宮崎案が作成され、陸軍省、関東軍その他鮎川義介、池田成彬等にこれを配付し、検討を依頼した⁽¹³⁾。

陸軍省満洲班長片倉衷等はこの草案に基づき、整備局戦備課等と連絡の上、先の宮崎案から満洲に関する部分を抽出して「満洲開発五年計画に対する目標案」（所要資金総額二億三億円）を作成し、省部協議の上、一試案として関東軍に示すこととなった⁽¹⁴⁾。

一九三六年九月、片倉衷はこの目標案並びに戦備課の総動員上の希望要綱を携行して関東軍司令部に至り、板垣参謀長、竹下義晴第三課長、秋永月三参謀、鈴木栄治少佐などに詳細説明を行った。

関東軍はこの目標案の受領とともに、翌一〇月秋永月三参謀等を中心として満洲国（松田令輔企画处长、星野直樹総務司长、椎名悦三郎実業部臨時産業調査局調査部長等）、満鉄（世良正一産業部次長等）の関係者を湯崗子に集めて、いわゆる湯崗子会議を開催し、満洲産業開発五箇年計画の基礎案を作った。この会議で特に問題となったのは、資金調達であった⁽¹⁵⁾。会議で検討した結果、総事業費は二億五千万円となり、そのうち鉱工業部門の事業費が一億四千万円と過半数を占めた。これに対しては、生産計画案とは別に資金計画案を作成し、資金の計画的な調達をはかることになった。

一九三六年十一月満洲産業開発五箇年計画現地案が決定した。陸軍中央当局は、この現地案の成

立に伴い、同年一二月を期し、現地関係者を東京に招致の上、先ず省部打合会議を開催して若干の修正を行った後、対満事務局に草案を送付して審議を要請した。

対満事務局（総裁寺内壽一後に杉山元、次長青木一男）は陸軍よりの要請に基づき、審議を開始した。大蔵省は所要資金が二五億円と膨大であったため（一九三六年度一般会計歳出総額二四億円を上回る）、財政上賛意を表明せず、商工省、農林省もまた内地産業の保護助成との関連があつて容易に納得しなかつた。数次の折衝の末、大蔵省は、外資導入に賛意を表し、商工省、農林省もそれぞれ留保付で、総額二五億円の満洲産業開発五箇年計画案は対満事務局の決定となつた。ただし、実施にあたっては事項ごとに所要の手續を履むという了解の下にこれの実現を図ることとなつた。

しかし、一九三七年七月、日中戦争の勃発と拡大に伴い、満洲産業開発五箇年計画に消極的であつた中央官庁は、一転して、一九三八年春に満洲国に対し、計画の修正拡大を要求するに至り、これに応じて満洲産業開発五箇年計画は拡大した。

四 満業の設立（日産の満洲移駐）

(一) 鮎川義介に対する陸軍および星野直樹の交渉
一九三七年三月現在、陸軍および満洲国の顔触れは次のとおりであつた。

陸 軍 省 大臣杉山元 次官梅津美治郎 軍務課長柴山兼四郎

参謀本部 総裁閑院宮載仁親王 次長今井清 第一部長石原莞爾

関 東 軍 軍司令官植田謙吉 参謀長東条英樹 政策主任片倉衷

満 洲 国 総務庁長（後に総務長官）星野直樹 実業部総務司長岸信介

片倉衷が「満洲が最初にやらなくてはならないのは、自動車と飛行機だということが、我々の一致した意見だったんです⁽¹⁰⁾」と述べているように、当時、自動車工業、飛行機工業の飛躍発展は緊急の問題であり、陸軍省、参謀本部はともにそ

の一部を満洲に移設し、自動車にはアメリカ、飛行機にはドイツの技術の導入を策し、さらに外資の導入も辞さない考えを持っていた（ただし、陸軍航空本部のみは満洲国がソ連に近接しているという理由で飛行機工業の満洲進出に強い反対を表明した）。アメリカの自動車の大量生産方式は周知の事実であり、また、第二次大戦で使用されるドイツの飛行機の優秀さも、同国に留学した将校の研究対象となつていたのであろう。（後に満業が設立されると直ちに、自動車についてはフォード、飛行機についてはドイツ航空省と提携交渉が行われることとなつた。）

そして、これら自動車工業、飛行機工業等の急速な確立と満洲産業開発五箇年計画の遂行のため、手腕のある人材の満洲進出が期待された。一九三七年五月軍務局満洲班鈴木栄治は軍務課長柴山兼四郎の意を体し、丸ノ内日産館に鮎川義介を訪ね、自動車工業、飛行機工業等の建設のため、鮎川の満洲進出を懇請し、従来の産業統制方式を改正するにやぶさかならざる旨を述べた。当時陸軍は鮎川の満洲視察の報告を評価し、またその手腕、力量、就中、外国の資本資材の導入に期待した。同年五月下旬鈴木栄治は再度鮎川義介を訪ね、その意向を確かめた。この頃鮎川には石原莞爾からの切望も伝わっていた。

また、星野直樹満洲国総務庁長も鮎川を訪ねて、満洲自動車工業の創設を引受けるよう依頼した。鮎川は初めは断つたが、話が進んでいくうちに、「満洲をみると、様子は米国に似ている。土地は広い。物も豊富に違いない。そして下手に手をつけていない。ここなら米国式の本格的開発のできる土地だ。そこへ米国の近代的な機械を持って行き、本格的な開発を行えば、必ず日本のいまの工業より骨格の太い、力強い工業をつくりあげることができる」と述べた。二、三日後、星野が鮎川を訪問すると、鮎川は、

ア 満洲の重工業開発には米国の機械を入れなければならないが、そのためには米国資本を思い切って入れる必要がある。その担保は満

洲国の資源よりほかはない。

イ 重工業開発のためにはまず別々の会社の上に、満洲の資源開発、重工業建設の全体を総括する大会社をつくり、これに全資源、全事業を集め、この資源を担保として外資を入れ、総体の開発を進めていく。

ウ 満洲の仕事を引き受けるには、自分一人が満洲へ行っても駄目だ。本格的に仕事をするつもりなら、日産が全体として満洲に飛び込んでいくという方法によらなければならない。

と、満洲産業開発のためには、全日産を挙げて満洲に移駐する決意ある旨を披瀝した⁽¹⁷⁾。満洲移駐を決意するに至った日産側の事情については、「第二節 満洲移駐についての日産側の事情」で述べる。

(二) 総合開発に関する中央と現地との交渉

満洲産業開発五箇年計画の対満事務局の決定は、関東軍、満洲国等をして極めて意を強くさせたが、資金の調達、資材の手当、技術の投入、労力の調達等に困難が予測された。

しかし、満洲の産業開発関係者は、一業一社の経営方式を改正する決意を有しなかった。一九三七年六月頃鈴木栄治は、軍務局上司の意を体し、日産移駐、鮎川起用、総合開発に関し、中央の意向を関東軍に伝えた。しかし、植田謙吉軍司令官、東条英樹参謀長は、従来の一業一社による産業統制方式の変革を必要とせず、また軍が鮎川または日産のみに利益を与えたとの非難、あるいは満鉄問題の紛糾を懸念し、容易に賛成の意を表するに至らなかった。また、満洲国側も、星野総務長官が軍務局より内示を受けたが、岸産業部次長は別として、松田令輔総務庁企画処長、椎名悦三郎産業部鉱工司長は容易に承服しなかった⁽¹⁸⁾。

(三) 満業の設立

一九三七年七月七日、日中戦争の勃発により、満洲産業開発五箇年計画は、前途の多難が予想されたが、事態の切迫はかえってこの計画を促進することになった。同月、軍務課長柴山兼四郎は、岸案を骨子とする一案をもって杉山元陸相の決裁

を求め、ついで閣議の了解を確立した。馬場鉄一内相は閣議の席上、本案遂行には松岡満鉄総裁の辞任、満鉄社員のボイコットまで覚悟するを要すべく、しかし満洲経済開発、我が国国力進展のため、実現を切望するとして陸相を激励した。閣議了解後、各省折衝も最少限の範囲に行われ、特に大蔵次官賀屋興宣は、支那事変への突入直後で、資金の調達困難の折柄、外資導入の件を挿入するよう強く希望した。また、参謀本部は、第一部長石原莞爾へ連絡の結果、全面的に賛意を表明した。

一九三七年八月、杉山陸相は関係方面との了解確立に伴い松岡総裁を陸相官邸に招致し、対満事務局総裁として松岡総裁の了解を求めた。松岡総裁は提示の案件を快諾するとともに、ただ撫順炭鉱だけは「将来なるべく早い時期に入ることと致度」との希望を述べ、杉山陸相はこれを承諾した。

一九三七年八月鈴木栄治主計少佐は渡満し、満業設立に関する要綱案に関し、関東軍事務局と協議を開始した。植田関東軍司令官も、中央および満洲国政府、松岡満鉄総裁快諾の模様を聴取、これに同意するに至り、要綱案は作成され、以来中央の関係機関が審議を重ねた。

かくて、一九三七年一〇月二二日、満洲国重工業確立要綱⁽¹⁹⁾は日本政府の閣議で決定し、同年一〇月二六日満洲国政府も國務院会議で決定した。この要綱の要旨は次のとおりである。

ア 満業は満洲国政府及び民間各半額出資とする。この民間とは差当り日産を予定する。(二条)

イ 満業は概ね次の事業に対し支配的に投資しその経営の指導に当る。

(イ) 鉄鋼業 (ロ) 軽金属工業 (ハ) 重工業 (自動車、飛行機等の製造工業) (ニ) 石炭礦業 (三条)

なお、日本政府の閣議における要綱審議の際に、「石炭礦業」の項に「石炭礦業ニハ差当り満鉄ノ経営スル撫順炭鉱ハ之ヲ除外スルモノトス」という附箋がつけられた。これは松岡満鉄総裁の要求を容れたものである。

ウ 満洲国は前記(イ)乃至(ニ)の各事業を営む既

存会社をして順次満業の支配下に移らしめるとともに今後前記(イ)乃至(ニ)の各事業を営む新会社は満業の支配下に設立せしめる。(四条)

エ 前記諸事業の開発経営については外国資本の参加を認め外国の技術設備とともに努めて外資の導入を図るものとする。外資導入は「本案ノ要件トシテ特ニ重キヲ置クモノトス」と強調された。(五条)

オ 前号の外国資本は各個の事業会社についてはその議決権が半数に達せざる範囲において、満業本社については議決権なき株式に限り株式資本として参加させる。社債その他貸付金の形式によるものは制限がない。(六条)

カ 満業の経営は日本民間の有力な適任者に一任する。(七一条)

これについても、日本政府の閣議における要綱審議の際に、「日本民間有力ナル適任者ハ現日産社長鮎川義介氏ヲ予定ス」という付箋が付けられ、鮎川義介が満業初代総裁に就任することが明確に示された。

五条のように、外資導入に重点を置くべきことを法律に明記するのは異例であり、政府と軍の外資導入に対する期待の大きさを示すものである。この五条は、閣議原案に追加されたものであるが、対満事務局次長青木一男は、青木自らがこの追加を提案したと戦後次のように述べている⁽²⁰⁾。

満洲開発を短期に完成するには米国と提携し、其資本及技術の協力を得ざれば成功し難し、然るに鮎川は「自分が引受けたる以上早速米国に渡りその実現を図る」との意見なりき、青木は此の点極めて合理的方針なるのみならず、門戸開放の外交方針にも副ひ平素の自分の考へにも合致せる故此の点を以て青木は寧ろ鮎川進出のキーポイント(重要点)と認めたり。依って軍側にも之に対する賛否を照会せる所賛成せるを以て青木は陸軍側より提示せられたる閣議原案を修正し「新国策会社の事業の遂行に当りては外資導入に重点を置くべきこと」の一箇条を追

加せり

満洲事変の際、日本は不戦条約および九箇条約に違反していると世界の非難を浴びたが、青木一夫は、門戸開放が日本の外交方針であるという前提で、外資導入に関する五条の追加を提案し、閣議決定をみた。

この要綱によって、門戸開放と外資導入の方針と不可分の形で、満業の設立が確定し、一九三七年一〇月二九日公表された。その後、鮎川は渡満し、関東軍司令官等と会見し、国策決定に伴う日産の移駐、満業設立について準備し、十一月帰京した。

日産は、同年十一月まず満洲に移駐し、一二月一日の治外法権撤廃を期して満洲国法人に変更登記した。一二月二七日満業設立、鮎川義介を総裁に任命した。

このようにして、満業は設立された。後年、鮎川は、満業設立を計画し、推進した人々について、次のように述べた⁽²¹⁾。

思うにこの満業設立劇は、石原莞爾という作者が軍の要路にいなかったらどうなったかわからないだろう。またわたしと同志的役割を果たされた人々(文官では青木一男、岸信介、星野直樹、賀屋興宣、武官では柴山兼四郎、片倉衷、鈴木栄治、陰の立回り役では浅原健三、高橋柳太の諸氏)のなみなみならぬ協力があったからこそ、見事にできたのである

これらの人々のなかで、企画段階では石原莞爾、実施段階では岸信介の役割がとくに重要である。石原莞爾は、宮崎正義に依頼して日満財政経済研究会を創設し、初めて日満産業五箇年計画を立案させ、それが後に満洲産業開発五箇年計画に発展した。石原はこの案の作成にあたり財界人等と協議し、日本の財政状況等を熟知していた。

次に岸信介は、対満事務局のメンバーとして、満洲産業開発五箇年計画に関係し、満洲視察の財界人の人選に預かり、渡満後は星野直樹とともに、

この五箇年計画の実施および満業の設立に努力した。岸は、巢鴨獄中で書いた『断想録』中で、「余は満業移駐より先、三菱、三井、住友等の有力財閥の指導者達と会見して、満洲開発に乗り出すべきことを慫慂したが、これらの財閥は消極的であった」と述べ、また「鮎川氏の満洲移駐は最初は星野長官と鮎川氏との間に話が進められ、余も産業部次長としてこれに参画した」と自分の役割を控え目に述べた⁽²²⁾。しかし星野は日産の満洲進出について「その発案に岸君が参画し、その達成に大いに力をつくしたことは疑いのない事実である」⁽²³⁾と岸を賞賛している。満洲国の満業設立工作は、満鉄改組問題を教訓として、極秘裏に行われた。岸と鮎川が縁戚関係にあったことが、この秘密工作を進めるのに有利に働いた。

五 満業を受け入れた満鉄側の事情と松岡洋右総裁の声明

満業の設立と満洲総合開発案は、満鉄より鉄、石炭その他の産業経営を分離する結果となり、一九三三年の満鉄改組案の実質的施行であった。しかし、満鉄は今回の満業設立に反対しなかった。この背景には、満業の設立を受け入れざるを得ない満鉄の資金事情があった⁽²⁴⁾。満鉄は、満洲国国有鉄道の委託経営と軍事的意義の強い新線建設とに加えて、既設鉄道の整備や港湾その他各種施設、傍系会社への投資のため、一九三七年春には資金不足が深刻化した。このため満鉄は、この頃から固有の鉄道事業に専念して、特殊会社への投資をむしろ回収する方向に転じていた。このような事情のため、満鉄にとって特殊会社の満業への移管は、むしろ望ましいものとなっていた。

また、一九三五年八月満鉄総裁に就任した松岡洋右は、日中戦争の翌月、星野総務長官に対して次のように述べた「いまは事態は一変した。日本は従来蓄積した力を集めて、大陸に向かっていく。その鉄道交通の部分は満鉄が引き受ける。これに全力を注がなければならない。それには、満洲国内の産業開発の仕事まで、やりつづけていくことはできない。これは満洲国に思い切って任せた

い」。

そして松岡は、「昭和製鋼所を満洲国で引き受けてもらいたい」という具体的な提案を行った。松岡は、華北進出の構想には莫大な資金を要し、昭和製鋼等の関係会社に手が回らなくなると考え、関係会社を満鉄から切り離したいと考えたのである。満鉄総裁の意見に対しては、満鉄内部に異論が起ったが、松岡総裁や関東軍の説得によって、満鉄内部は沈静化した。

満業設立が公表された一二月二九日、松岡満鉄総裁は、「国策的大局に立ち新会社の使命に協力」する旨の声明を発表した⁽²⁵⁾。

国家躍進途上に於て我社の活動を要する新分野益々展開されつつあるの時満洲に於てパイオニアたる使命を果せる産業を順次分離することは蓋し必然の推移なり即ち夙に関係会社株式開放の社是を決し逐次実行し来りたる所以なり、今回専ら重工業部門を担当すべき国策会社設立せらるるに臨み此の部門に属する我社の関係事業を能ふ限り之に移すべきことも亦当然の措置と謂ふべく我社は国策的大局に立ち両国政府の決定方針に遵ひ新会社の使命達成に必要な協力を致さんことを期するものなり

この声明で、松岡は、満鉄の華北進出のために、満鉄の重工業関係の事業の大部分を満業に一任するとの決意を示した。しかし松岡は、記者の質問に答えて、「満鉄の直営事業は現在のまま何等変りなく、撫順炭鉱も依然満鉄で経営することになっている。飛行機や自動車の如きものを迅速に製造するのが新会社設立の眼目である」とも述べており、満鉄が今まで手がけてきた直営事業を満業に移管することに尚未練を残しているように感じられる。

以上述べたように、満洲国建国宣言、板垣関東軍高級参謀、満洲国経済建設要綱（関東軍特務部立案、満洲国発表）、対満事務局次長青木一夫の何れによるも、満洲国が門戸開放・機会均等を国是

としていたことは、明らかである。また満州国初期の経済統制から、満洲産業五箇年計画の策定、満業の設立に至るまで、外資導入は常に重要な課題であった。これは、アメリカ等との経済提携によって、満洲国の経済の急速な発展を図り、来るべき対ソ戦に備えようとするものであった⁽²⁶⁾。

第二節 満洲移駐についての日産側の事情

満洲移駐の勧誘を受けた頃の日産は、金融難と二重課税によって苦境にあった⁽²⁷⁾。まず日産は、その傘下に金融機関をもたないため、資金調達に苦しんでいた。また、結城財政による増税の影響は非常に深刻で、子会社個々の所得税および臨時利得税の増徴があるほか、所得配当金にも特別税がかかり、かくて日産の蒙った二重課税による増徴は、半期合計約七十四万円にのぼると推算された。星野総務長官は、鮎川が日産の満洲移駐の決意を披露した時、「アジを釣りに行って、クジラがかかった」⁽²⁸⁾と喜んが、当時の日産にとっても満

洲移駐の誘いは好都合な申出であった。

一九三七年一〇月二二日、日産は満洲移駐の条件として「条件要項」⁽²⁹⁾を提出したが、満洲国が最終決定したもの⁽³⁰⁾と対比すると表一のとおりである。

このように、日産は満洲国に対して各種の優遇措置を求め、その殆どを獲得した。まず、満業は、設立後一〇年間、事業経営のために投下した一切の資本に対し、年六分に相当する収益および元本を満洲国により保証された。次に税については、設立後一〇年間の課税免除という日産の要求は容れられなかったが、日満両国で二重課税にならないよう配慮されたほか、将来課税変更があっても負担が過重にならない約束を交わした。さらに、民間（当時の日産株主）株式は、満洲国株式に比べて、配当率について優遇された。このほか、表1の（注）に記したように、株式担保の社債発行、日銀・興銀の援助等、資金調達について便宜が図られた⁽³¹⁾。

表一 日産の提案と満洲国最終決定

	日 産 提 案	満洲国最終決定
民間（当時の日産株主）株式と満洲国株式に対する配当率	民間株式に対し年八分に達するまでの配当をし、剰余あるときは満洲国株式に対し年五分に達するまでの配当をする。 尚剰余あるときは、これを民間株式二、満洲国株式一の割合を以て配当する。	民間株式の配当率が年一割以内の場合は、民間株式二、満洲国株式一の割合（例 民間株式一割 満洲国株式五分）。民間株式の配当率が年一割以上の場合は、超過分は同率とする（例 民間株式一割二分 満洲国株式七分）
保 証	満業成立後一〇年間満業が満洲国内事業経営のために投下した一切の資金に対し、年六分に相当する収益及び元本を保証し、満洲国はそれに相当する迄の補助金を交付する。	日産提案と同じ
税に関する特権	満洲国は満業に対し、成立後一〇年間各種課税を免除すること	二重課税にならないよう配慮する。例えば満業が日本の子会社から配当収入を受取っても満洲国では課税しないし、満業の配当金を日本の株主に送金する場合にも課税を免除する。又将来課税変更があっても負担を過重にしない。
株式配当率	配当率を制限しない。	日産提案と同じ
株式の市場性		流通性を阻害しない。

（出所）「条件要項 一九三七年一〇月二二日日産提出」「国策会社に対する条件要綱 一九三七年一〇月二六日 國務院會議決定」「一九三七年一月二〇日臨時株主總會案内状（日産）」『鮎川義介資料』より作成

（注）このほか新会社発足後の問題として、①株式担保の社債発行ができるよう社債信託法を第七三議会で改正し、②資金調達については日銀、興銀等をして積極的に援助せしめることなども諒解事項となっていた。

しかし、鮎川が満洲移駐を決意したのは、金融難と二重課税の解決のためだけでなかった。満洲移駐の積極的理由は、日産財閥の主たる事業である重化学工業の更なる発展にあった。わが国産業の重化学工業化に先鞭をつけたのは、日産、日窒、森などの新興財閥であった。三井、三菱、住友、安田の既成財閥が金融、商事、鉱工業部門を含む総合的企業集団であったのに対し、日産財閥は鉱業、重化学工業を主とする重化学工業型企業集団であった。重化学工業関係に限っていえば、日産財閥の支配下企業は、資本金合計において、既成財閥のそれを上回っていた（三井一億七〇〇万円、三菱一億七九〇〇万円に対して、日産一億九八〇〇万円）⁽³²⁾。鮎川は、満洲の重工業開発を独占することによって、この部門での一層の優位を確立しようとしたのである⁽³³⁾。

第三節 満業設立問題に関する衆議院の質疑応答

満業設立問題は政界にも衝撃を与えた。第七三回帝国議会は、日中戦争勃発後初めての通常議会であり、四八億の支那事変費、三五億の総予算、三億の増税を可決するとともに、国家総動員法、電力管理法等を制定した議会であった。この帝国議会の衆議院予算委員会において、一九三八年一月二七日、小山谷蔵⁽³⁴⁾ 民政党議員が、満業設立問題について、杉山元陸軍大臣（兼対満事務局総裁）に対して厳しい質問を浴びせた。主な論点は次の四つであった。

- 一 何故に満洲の重工業を日産に独占せしめるのか。
- 二 満洲にも自動車製造会社を設立するのは、国産自動車産業の育成を目的とする自動車製造事業法と矛盾しないか。
- 三 日産の重工業独占によって、万民共楽を図るという満洲国の経済建設方針は、変更されたことにならないか。
- 四 外資導入は、日本の国防と最も密接な関係を有つ満業の将来にとって危険でないか。

これに対する杉山陸相の回答は、満業設立に対する陸軍の考えをよく表明していた。まず、同日

午前の質疑応答の要旨は次のとおりであった⁽³⁵⁾。

第一に、小山谷蔵議員は「何故に満洲の重工業を日産に独占せしめたのか」と質問した。これに対し杉山陸相は次のように回答した「満洲重工業会社を設立するには相当の資金を要する。この資金を速かに獲得するためには、そして多くの民衆がこれに参加し得るためには、日産をこれに充当する方がよいと考えたのであって、今後においても日産を入れて、その他の投資を阻止するという考は、毛頭持っていない」。

日産本社は既成財閥と違い、公開（公衆）持株会社であった。日産は「株式所有権を一般公衆に付与して、事業資金を国民大衆より仰ぎ、……事業より取得した利益を常に安定して投資大衆に還元」という構想の下にスタートした⁽³⁶⁾。日産本社は五万人以上の株主を有する公開持株会社であり、その株式の分散化が進んでいたことが、「反財閥」を標榜する関東軍の意向に適っていた。

第二に、小山議員は「日本は、現在は三万台乃至四万台の自動車需要があるが、それすらも国家の特別の保護（自動車製造事業法）がなければ自動車製造工業は成立しない。僅か三万台や五千台の生産台数を目標として一つの自動車会社、飛行機会社を満洲に設立する理由がどこにあるか」と質問した。これに対して杉山陸相は、「日満経済共同委員会があつて、内地の発展と満洲の発展について、その当を得るように始終検討を重ねている」と述べるにとどまった。

第三に、小山議員は「満洲国の経済建設の根本方針は『国民全体の利益を基調とし資源開発と実業振興に依る利益が一部階級に壟断さるる弊を除き万民共楽たらしむるを以て方針の第一とす』である。日産に満洲の主なる産業を全部独占せしめて、どこに一部資本階級の壟断を防ぐ途があるか」と質問した。これに対して杉山陸相は次のように回答した、「日産は広く日本の各地に企業の各別に仕事をしているその親会社である。したがって、この親会社の下で働いている所の子会社はいわゆる万民である。民衆から成っている所のこの日産

の出資をもって重工業株式会社ができ、これを以て一部階級に壟断をさせたという風に御考になるのは、私共と見解を異にしている」。

しかし、この回答では日産を優遇して三井、三菱と別に扱う理由が明確でない。小山議員は「もし沢山子会社を持っていて、多数の労働者がこれに従事しているというなら、三井、三菱は最も国民大衆であろう」と述べ、日産財閥が満洲の主要産業を独占することに反対した。

第四に、小山議員は外資導入について、次のように質問した、「外国資本については、49%は参加せしめてもよいことになっている。もしアメリカの有力なる財力を背景として49%握った時には、日本の国防と最も密接な関係を有つ満洲重工業会社の将来の運命は一体どうなるのか。満鉄が将に『ハリマン』に半ば譲渡されようとする際に、小村侯がアメリカから帰って来て、既に政府との間に覚書まで交換済になっていたのを破棄した。今再び同様の計画がこのたびのいわゆる満洲重工業会社によって演出されるのではないか。これについては、杉山陸相は『ハリマン』事件については私としても十分に研究をしている。外資を取入れることによって起る所の危険は、十分によく承知している。当時における満洲の状況と今日における満洲国は、相当に開きを生じている」と回答した。陸軍上層部は、ハリマン事件当時と比べれば、日本の国力は充実しており、問題なしと外資導入に理解を示した。しかし、中下層の将校には、国産を偏重して外資導入に反対するものも多く、後述のように日米自動車提携交渉等の障害となるのである。

同日午後会議が再開されたが、小山議員は杉山陸相の午前の答弁にあきたらず、「此満洲重工業開発会社に現れたる諸般の問題は、吾々国民の立場から見た時は実に危険千万で、又矛盾撞着が現れて居る」として、杉山陸相に対して対満事務局総裁辞任の意思はないか尋ねたが、同陸相はその意思なしと辞任を拒否した。

この予算委員会の質疑応答を傍聴した丸山幹治(毎日新聞)によると⁽³⁷⁾、小山議員の日産問題に対

する質問には、時局の核心に触れる鋭さがあり、雄弁ではないが真摯な態度と狙い所の正確さが人をひきつけた。他方、杉山陸相は「非常時局」を背景として陸軍最高責任者としての意見を述べた。小山議員は、日露戦争によって得た満洲權益の殆ど全部を満業に独占せしめることに疑問を呈した。これに対して杉山陸相は国防産業振興のため、自動車や飛行機等を迅速、多量、廉価に生産するため、取り敢えず日産を利用したと述べた。満業は既に設立され営業を開始しており、したがって、日産が財閥かどうかという経済問題、外資導入の危険性の歴史分析などは、陸軍にとっては大きな問題でなくなっており、結局、小山議員と陸相の意見は平行線のまま終始した。

小山議員のような政党政治家の議会質問の背後には、満業設立のような重大事項が軍のペースで極秘裏に決定されたことに対する憤懣があった。

第四節 満業の事業失敗とその要因

一 満業の事業の失敗

表二は、満業の損益計算書と配当率である。当期純益金は各期を通じてプラスであり、利益配当も行ってきた。しかし、この配当は、満洲重工業開発株式会社管理法第一三条によって、年六分の配当を維持するために十年間満洲国から補給金を受けることになっていたから可能であったのである。管理法第一三条に依る受入金は年々増加し、総益金の中で占めるウエイトは高まった。満業は、一九四二年下期以降は、総益金の約半分を満洲国からの補助金に依存するようになり、設立後十年で自立することはほぼ不可能であった。

また、満業は満洲産業開発五箇年計画の重化学工業部門の遂行機関としての使命を担っていたが、十分な実績をあげることができなかった。表三は満洲産業開発五箇年計画の達成状況を示す。

五箇年計画の計画達成率をみると、鉄、石炭などの素材部門は、相応の成績を収めたが、自動車、飛行機などの製造部門は振るわなかった。一つの理由は、自動車、飛行機等の外資提携交渉が円滑に進まなかったことであり、他の理由は、日本が、

表二 満業損益計算書及び配当率

(百万円)

	38上	38下	39上	39下	40上	40下	41上	41下	42上	42下	43上	43下	44上	44下	45上
総益金	23.2	25.2	39.3	45.9	49.4	45.9	54.8	55.2	48.3	52.4	55.1	56.2	61.2	75.0	95.2
配当金	15.0	19.1	17.4	21.2	23.8	19.3	17.3	13.8	8.5	6.5	5.1	9.5	12.0	12.3	17.0
受取利子	1.7	2.2	2.2	2.7	3.9	4.4	8.2	11.8	10.9	12.1	12.0	11.3	15.0	21.8	35.6
管理法に依る受入金	4.0	3.8	8.1	11.1	11.4	17.5	19.5	19.9	20.3	28.4	33.4	33.4	34.2	40.8	42.2
有価証券売却益	2.5		11.4	10.8	10.1	4.5	8.7	9.6	7.9	5.2	4.4	1.9			
雑益金	0.0	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	1.1	0.1	0.8	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4
総損金	6.7	7.4	9.0	15.4	18.8	21.6	27.1	27.9	27.0	30.9	33.7	36.5	43.6	56.9	77.6
当期純益金	16.5	17.9	30.3	30.5	30.6	24.3	27.8	27.3	21.3	21.4	21.4	19.7	17.6	18.1	17.6

(出所) 満業営業報告書。安富歩『満洲国』の金融』(創文社・一九九七) 図表編一〇六頁参考。

表三 満洲産業開発五箇年計画

品名	単位	第一次計画 (修正計画) a	第二次計画 (1946年末) b	1945年 7月 生産能力 c	計画達成率	
					c/a	c/b
鉄	千吨	4,500	2,290	2,524	56	110
鋼塊	千吨	3,160	1,576	1,330	42	84
鋼材	千吨	1,200	952	828	69	87
鉄鉱石	千吨	富 2,990 貧 13,000		8,645	54	
石炭	千吨	31,110		34,000	109	
石炭液化	千吨	1,770	10,940			
頁岩油	千吨	650	395	280	43	71
アルミ	吨	30,000	15,000	10,000	33	67
化学肥料	吨	453,990	硫安 301,000	硫安 240,000	53	80
自動車	台	50,000		組立製造 9,000	18	
飛行機	台	5,000		1,440	29	
電力	kW	2,570,550	2,708,000	1,710,000	69	66

(出所) 「第一次計画(修正計画)」「第二次計画(1946年末)」は『満洲国史』五四一頁、七一七頁による。「1945年 7月生産能力」は大蔵省管理局編『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻第二二冊一一三頁による。電力については『満洲電業史』による。

戦局の悪化に伴って南方との交通が遮断され、満洲の鉄、石炭などの増産と日本への移送を強く要求したことで、そのため満洲の労力と資材が主として素材部門に投入され、製造部門に投入されなかったことである。

二 満業の事業失敗の原因

鮎川は各方面から期待され、自らも大いなる抱負をもって満洲に来たが、やがて満業の前途に悲観的な考えを抱くようになった。かれが、戦後回顧して、満業が使命を果たし得なかった要因として挙げたのは、満鉄系の特殊会社が妨害したことと満洲の天然資源が豊富でなかったことの2点で

ある。

ア 満鉄系の特殊会社が日産の満洲移駐を歓迎しなかったこと

満洲にはすでに日満商事があって、石炭や鉄などの重要生産品の販売権を一手に握っており、ほかにも河本大作が理事長を勤める満洲炭鉄などの特殊法人があって、鮎川乗り込みに反対していた⁽³⁸⁾。

また、満鉄系の特殊会社が日産の満洲移駐を歓迎しなかったことのほかに満業を悩ませたのは、特殊会社の最終的監督権が満洲国にあって、しかも関東軍が「内面指導」を行ったことであった。

満鉄、満洲国、関東軍という巨大な機構に阻止

されて、満業は独自の事業計画を立てて、素材部門から製造部門までの総合運営を自由に行うことができなかった。

イ 満洲とくに東邊道の鉱物資源が喧伝されたほど豊富でなかったこと

満業が設立される直前の一九三七年一〇月、東邊道（満洲国東南部一通化省）の鉱産資源を調査するため、視察団が組織された。視察団には、満洲国から総務庁松田企画処長・經濟部西村次長等、満鉄から久保理事・田辺建設局長等のほかに専門家が参加し、その他、鉱産会社山西理事長、興銀一色理事、大陸科学院吉村研究官、通化省田村次長等が参加した。

この視察団に同行した満洲日日新聞記者は、一九三七年一〇月二七日から十一月九日までの連載記事⁽³⁹⁾において、「製鉄事業に不可欠な石炭が最も好条件な状態で埋蔵されている通化は『東洋のザール』であり、通化省は製鉄を中心とする一大重工業地帯として出現するのは何人も疑ひを容れる余地がない」と書き立てた。しかし、鮎川は技術者として、前述の視察団報告や満鉄の豪華な調査報告に惑わされず、現地を冷静に調査して深い失望を味わった。

私が日本から連れて行った日本鉱業会社のエキスパート島田利吉君は、さすがに、満鉄の報告書に対しては当初から疑念を私にもらしていた。六十七、八%純度の美人のような赤鉄鉱のサンプルには惚々するが、百屯溶鉱炉の一基を賄うにも足るまいと、島田はひそかに私に耳打ちしていた。それから製鉄になくはならぬ粘結炭に至っては、品質は世界希有と折紙付きのものも処々に賦存しているが、鉱床は所謂皮被りかポケットで、私共の失望を買った。阜新あたりに石油が有望だといひ囁かれていたので、試錐してみたがどうも首尾がよくない、世界的権威のドクター・ベーンの実地診断を仰いだが駄目だった⁽⁴⁰⁾。

この鮎川の弁明については、鮎川が東邊道の鉱

物資源をそれほど重要と考えるなら、満鉄の調査を鵜呑みにしないで、渡満前に島田利吉やドクター・ベーンの実地診断を仰ぐべきであったという批判がある。自らの手による事前調査を行わずに、日産の満洲移駐という大きな決断を下さざるを得なかったのは、日産に切迫した事情があったことと、軍からの要請が急であったことによるものと思われる。

東邊道の資源を担保として外資を導入し、満洲の重工業を建設しようという鮎川の構想は、東邊道の資源の見込み違いによって挫折した。

以上の二点のほかに、満業の使命達成の重大な障害となったのが、外資導入の失敗である。これについては次の『第五節 外資導入交渉とその挫折』で述べる。

第五節 外資導入交渉とその挫折

一 資金計画と第三国からの資金調達

満洲産業開発五箇年計画は、一大産業開発プロジェクトであり、それには多額の資金を必要とした。当初計画案の所要資金二五億円でさえ、前述のように日本の一九三六年度一般会計歳出総額二四億円を超える額であった。表四は同計画の所要資金が、計画が具体化するにつれて、二五億円から、四九億五千万円、さらに六〇億六千万円へと増大したことを示す。第三国からの資金も、修正計画案では七億四千万円、再修正計画案では一三億三千万円が予定された。

再修正計画案によれば、資金の八二%は鉱工業部門に投じられ、鉱工業生産の拡大は満業の使命であった。また、資金の二二%は第三国から調達する計画であり、軍官民が鮎川に外資導入の期待をかけた。

二 外資導入の重要性と可能性

満業にとって外資導入が重要な課題であることはいうまでもない。前述のように、満業の設立を定めた満洲国重工業確立要綱において、諸事業の開発経営については外国の技術設備とともに外資の導入を図ること、そしてこれは本案の要件とし

表四 満洲産業開発五箇年計画所要資金

単位 百万円

		当初計画案 (1936.11 作成)	修正計画案 (1938 年初作成)	再修正計画案 (1938.7 作成)
部 門 別	鉱 工 業	1,391	3,880	4,990
	農 畜 産	120	640	640
	移 民	274		
	交 通 通 信	721	430	430
	計	2,508	4,950	6,060
資金調達方面別	満 洲 国		1,910	3,070
	日 本		2,310	1,660
	第 三 国		740	1,330
	計		4,950	6,060

(出所)「満洲産業開発五箇年計画案」「満業重要書類其一」より作成

て特に重きを置くことと規定された。また、鮎川はその経歴および力量からみて、外資導入を実現するのに最適の人物であるとして初代総裁に任命された。鮎川が初代総裁に任命された理由は、第一に、鮎川が久原鉱業を経営し、日産コンツェルンを創設し、満業創設までに日本の産業界に不動の地位を築いていたこと、第二に、鮎川の満洲開発構想を陸軍が評価したこと、第三に、軍の反対で実現しなかったが、日産とゼネラルモーターズとの提携交渉を行って妥結寸前までいったこと、などである。

しかし、鮎川および満業にとって不運だったのは、満洲事変によってアメリカの態度が硬化していたのに加え、満業設立の約半年前に日中戦争が勃発し、戦火が中国全土に及んだことであった。日本の占領地の拡大に対応して、アメリカは対日経済制裁を強化した。さらに三国同盟の締結、南部仏印進駐に至り、アメリカとの対立が決定的となり、遂に太平洋戦争が勃発した。このような国際環境の下では、アメリカの資本を導入することは、実際問題として困難であった。

戦後、鮎川義介を戦争犯罪容疑者(準A級)として審問した極東国際軍事裁判所・国際検事局も、予審でこれに関し質問し、鮎川が答弁した⁽⁴¹⁾。

国際検事局 満洲国の国状や支那事変の推移に照し、外資導入は不可能のものと気付かなかったか。

鮎川 否々私は次のやうな見解を持って絶対可能の機会があるものと信じつつ大東亜戦争間際迄初志を翻さなかったと申して憚らないものである。

- (一) 満洲国の国是並に之を支援する日本政府や関東軍の方針は純正且つ不動のものと私は確信して居たこと
- (二) 北支事変は当初の近衛声明を信用しあんなに長引かうとは予想しなかったこと
- (三) 支那事変が拡大して遂に日本は進退に窮し夫れが却て契機になって米国大統領が日支紛争の仲裁に乗り出すことにより外交関係で一切適切方付く処まで漕げけるだらうと云う消息が内外財界有識者間に伝はり私も之に囑望したこと
- (四) 明日をも豫言し得ない国際政局の異変は本件に何れの日かは合鍵を授けるだらうと期待させたこと

国際検事局 然らば外資不成功の根本原因を何と心得居るか。

鮎川 私は之を左の諸点に帰するものである。

- (一) 正統政治力^(マ)の壊滅
- (二) 軍部の統制規律の紊乱(下克上, 上級層の責任回忌^(マ))
- (三) 反英米思想の跳梁
- (四) 外交の不手際

註 (一)(三)は陳述漏れ

日中戦争下の和平工作の経過をみると、鮎川が「北支事変」が長期化しないと考えたのは、全く誤算であった。また、鮎川のいう「米国大統領が日支紛争の仲裁に乗り出すことにより外交関係で一切切方付く処まで漕付けるだらうと云う消息」は、根拠のある情報ではなかった。むしろアメリカは、日中戦争勃発直後の七月一六日にハル声明を発し、武力行使排撃、国際協定遵守等を主張し、さらに、一九三八年一〇月に至り、日本に対して公式に抗議し、日本軍占領地域におけるアメリカおよびアメリカ人の権利、利益を害する行為の禁止を要望した。このような状況では、鮎川が「太平洋戦争間際迄初志（外資導入）を翻さなかった」としても、外資導入の実現性はなかったと言わねばならない。

また、岸信介も、外資導入の実現の可能性を質問されて、「私は関東軍が反対しなかったら、できたと思いますね⁽⁴²⁾」と述べている。満洲産業開発五箇年計画、満業、外資導入など一連の政策は、陸軍中央、関東軍、満洲国などが十分協議の上、決定されたものである。しかし、その実施段階で中下層の将校達の抵抗があったことは予想できる。

三 初期の外資導入交渉—会社設立から一九三九年前半まで

鮎川によれば、一九三六～三七年頃の欧米はなかなかの不景気であったため、満業創立にあたり、その外資問題は世界財界注目の的となり、米国の財界、実業界にかなりの関心と呼んだ⁽⁴³⁾。鮎川は満業設立後直ちに訪米し、外資導入交渉にあたらうとしたが、パナイ号事件⁽⁴⁴⁾ 発生のため中止した。

一九三九年秋の第二回の訪米計画も外務省の差止めにあい果たさなかった。

一九三八年一月一六日のニューヨーク・タイムスは、満業の対米五千万ドル借款申込について、「日本軍部は今や満洲国に於ける国家社会主義建設の理想を放棄したと云はれ、満洲国に於ける門戸開放主義は再び実現の可能性を生じて来た」と

いうバートン・クレーンの論文を載せる一方、「ニューヨークの消息筋の悲観的見解」を次のように伝えた（同月一八日『朝日』）。

現在のやうな大規模の戦争が日支間に継続される限り借款交渉の如きは殆ど不可能に近い、蓋し日満支三国の関係は相連関して切離して考へることが出来ないからだ、又米国が斯るクレジットの申込みに応じ間接に日本の大陸に於ける立場の強化に援助を与へるやうな結果を招来すれば、米国は支那の怒を買ふこととならう、先週の如きニューヨークの一部市場人は日支関係の最悪化を惧れて日本からの新注文の申込みには殆ど応じない有様であった

そして、一八日付の同紙は、満業の米資導入問題は「一般に忘れられた形」となってしまったとアメリカ財界の冷淡な空気を伝え、その理由として、アメリカでは「パネー号事件後財界人として日本に対する融資問題には経済的要素以上に輿論の動きを気にしなければならなくなったこと」を挙げたのである。すなわち、アメリカの財界人は、満洲への投資の経済性を計算する前に、アメリカ国民の世論と中国人の怒りに配慮せざるを得なくなった。

それでも満業は外資導入交渉を開始せざるを得ない。外資導入こそ満業の使命であり、存在理由であった。鮎川によれば、外資導入の目的は、単なる借款の取得ではない、先進国の一流筋と資本的技術的提携を行うことによって、自動車、飛行機のような重工業を本格的に確立することであった。

この間鮎川は、①鉱物資源調査の名目の下に米国地質鉱物学の泰斗フォスター・ベーン博士を招聘した、②昭和製鋼所の改善に付き助言を求める為鉄鋼業コンサルタントとして世界的名声を有するブラサート会社（ドイツ、ゲーリング製鉄所の設計者）の副社長及び技師を招き、よってもって外資誘致の下地を固めるに努めた、③満業理事浅原の米国派遣及び外人金融仲介業者の利用等、手を尽くしたが思わしい成果を挙げる事ができな

かった。

以下に述べる大蔵次官の注意電報事件は、外債募集が思うようにいかないことについての鮎川の焦りを示したものであろう。一九三八年三月、鮎川は新聞記者に、外債募集困難ならば日銀準備八億に手を付ける必要があると話し、新聞に報ぜられた。石渡荘太郎大蔵次官は星野総務長官に次のような注意電報を送った⁽⁴⁵⁾。

鮎川氏談トシテ外債募集困難ナラバ日銀準備八億ニ手ヲ触ルルノ要アリト伝ヘラル日銀準備ニ手ヲ触ルノ言葉同氏ノ談トシテ穩ヤカナラズ慎マルル様御話シ有リ度シ」石渡大蔵次官

星野長官を通じて注意を受けた鮎川は、石渡大蔵次官に釈明の電報を送らなければならなかった。

星野長官ヲ通ジ御注意ノ件了承」実ハ記者ヨリ、目下外資輸入反対論ガ強イガ其ノタメ外資ガ出来ヌトナレバ今回ノ計画ハ実現絶対不可能ニ終ルカトノ質問ヲ受ケタルニ対シ「必ズシモソウトハ限ルマイ必要ガ絶対ナラバ政府ダツテ日銀保有正貨ニ手ヲ附ケルグラウ」ト漫談的ニ語リシニ過ギザリシガ図ラズモ御心配懸ケ遺憾ニ存ジマス」以後注意致シマス」鮎川

満洲産業開発計画には、膨大な資金を要するので、かりに外資導入が困難ならば、政府は日銀準備に手を付けてもこの計画を支援するであろうと鮎川は期待し、それを漏らしたことが金融当局を刺激したのであった。

一九三九年七月二〇日鮎川義介は「外資問題経過報告」⁽⁴⁶⁾を提出した。鮎川は、この報告において、外資導入について「他日必ずや打開好転の機運到来すべきを信じ鮎川は依然初志の貫徹を期して万全の手段を講じつつある」としつつも、それまでの外資導入交渉の失敗を認め、「本問題に付現在迄の不首尾なる足取り」を適記したのである。この報告は、外資導入が確定したもの、外資導入を交渉中のもの、金融業者による外資調達に三分

して記載している。次にこの報告書によって、満業設立から一九三九年前半までの外資導入の交渉相手等を示す。

第一は、製造業者または商人よりクレジットの条件により機材または製品の購入が確定したものである。クレジットによる機械・製品の購入契約の相手方及び品名(括弧内)は次のとおりである。

米	エマーソン(古機械)	米	GM(自動車用部品)
米	ペン(古機関車)	独	ベンツ(ディーゼル車及部品)
米	コッペル(鉱山用貨車)	オーストリア	ポーレル(特殊鋼)
米	ドル(鉱山用設備)	独	カーロウキツ(機械類)
米	フォード(自動車及部品)		

延払額合計 約 50,000,000 円

自動車などの製造技術の導入交渉が成立したものはなく、またその延払額合計は僅か約五千万円に過ぎず、当初予定の十億ドルには遠く及ばなかった。

第二は、事業提携のため株式、社債又は長期クレジットによる外資導入を製造業者と交渉中のものである。事業提携の相手方及び内容(括弧内)は次のとおりである。

- スウェーデン SKF 社(高級ボールベアリング)
- 米 メスタ社(圧延機械その他重機)
- 独 航空省(機体・ハインケル 発動機・BMW)
- 独 ヘンセル社(ディーゼル自動車)
- 独 ビュイシング(ディーゼル自動車)
- 伊 フィアット(飛行機及び自動車)
- 独 ディムラーベンツ社(ベンツ自動車製造権)
- 米 ハービソンウォーカー社(マグネサイト工業)
- 米 フォード社(自動車工業)
- 独 ライヒトメタル社(軽合金製造工業)

金額合計 約 130,000,000 円

以上技術提携に関する一〇件中金額の概数を記載した七件(●印)を合計すれば、総額約一億三千万円である。しかし、これらの中で本格的な交渉に応じた会社は、アメリカのフォード社のみである。フォード社との提携交渉の経過は「第六節 日産(満業)とフォード自動車との提携交渉」で

述べる。

第三に、海外金融業者の手による、アメリカやドイツ等からの外資の調達である。満業の希望したところは、海外金融業者を利用して生産機材を任意に買付け得る長期巨額の外資調達にあった。外資導入の交渉相手は次のとおりであるが、いずれも一流の金融業者でなく、交渉は成立しなかった。

ウィットラー	(上海)	シャンドラー(米)
マイエル・ベーカム	(独)	クライマン (米)
ミュエデ・フォーコンプレ(仏)		立花良介 (日)
モーデルハンメル	(独)	マレー (米)

一九三八年一月から一九四一年二月まで満業の副総裁を勤めた吉野信次は、鮎川義介の金融業者との交渉について次のように述べている⁽⁴⁷⁾。

当時鮎川さんはアメリカのいろんな金融ブローカーを使って外資の導入に苦労しておられた。しかしなにせ非常に日本の人気が悪いのですね。満州事変以来。だから一流の会社は日本を相手にしないわけです。アメリカ政府の思惑も考えているでしょうからね。二流三流の金融ブローカーというようなところと折衝していましたね。

満業は、会社設立直後から短期間に、自動車製造、航空機製造会社等を中心に、世界の一流企業と交渉した努力は認められるが、主要国の承認しない満洲国の新設会社に、莫大な資金と先進技術を容易に供与する企業があるはずもなく、一〇億ドルの外資導入は全くの画餅に終わった。

四 後期の外資導入交渉——一九三九年後半から日米開戦まで

鮎川は、製造業者や金融業者との交渉が不調に終って、次の二つの行動をとることになった。

一つは、アメリカ国民に直接呼びかけることである。一九三九年十一月、満業総裁秘書役・三保幹太郎は、「満洲国産業開発に就いて」と題し、NHK 海外放送で英語で講演した⁽⁴⁸⁾。三保は、「満

洲国で現在進行中の広大な開発はどのような言葉でも言い尽くせない程すばらしいものである」「アメリカが西部を開発したように、日本の開拓者も満洲国で大きな成果をあげている」などと述べ、アメリカ国民に対して、満洲国における近代都市の成立、鉱工業の発展状況を誇大に述べた。

そして最後に「欧州の投資家や産業 (investors and industries) がアメリカの開発に参加したように、また合衆国東部海岸の投資家や産業が太平洋沿岸の建設に参加したように、アメリカ初め各国が満洲国において日本とともに働くこと」を呼びかけたのであった。意外な程の門戸開放ぶりである。このようなラジオによる呼び掛けは、恐らくあまり効果がなかったと思われるが、外資導入のためにあらゆる方策をとろうという姿勢が窺われる。

鮎川がとったさらに重要な行動は、内外の政治家、外交官、軍人への働きかけである。鮎川はヒトラーと会見し、またルーズベルトとの会談も切望していた。

(一) ヒトラーとの会談

駐満ドイツ公使のワグネルが鮎川に「満洲の大豆とドイツの機械とのバーターを行えば、満業の計画は遂行できるのではないか」と言ってきた。そこで鮎川はドイツ行を決心し、一九三九年一月末、星野長官からの約一万トンの大豆のワクをもって、岸本勘太郎と三保幹太郎を帯同し、満洲里からシベリア経由で、モスクワに立ち寄ったのち、一九四〇年一月ベルリンに着いた。ドイツの工場は油脂や飼料の供給が行き詰まっていたので、鮎川は大豆のお陰で各工場の歓待を受けた。鮎川は大豆一万トンをもどのように配分するかについては、最後にヒトラーの裁定を仰ぐつもりであった。来栖三郎駐独大使はヒトラーに対し、鮎川との面会を申し込んだ。ヒトラーは多忙で一度は断ったが、一九四〇年三月面会に応じた。しかしヒトラーは、「今ドイツは戦備が第一だ。大豆の見返りに機械を外国に出す余裕はない⁽⁴⁹⁾」と鮎川の要望を受けつけず、結局、満洲の大豆とドイツの機械とのバーター交渉は成立しなかった。ドイ

ツは、四月九日のノルウェー・デンマーク侵攻作戦、五月一〇日のオランダ・ベルギー・フランス侵攻作戦を目前にして、軍備の拡充に力を注いでおり、満業に機械を輸出することはできなかった。

鮎川はこのあとドイツからアメリカに渡る予定であったが、ドイツ滞在中に来栖大使から忠告を受けて、渡米を見合わせた。満業の外資交渉に対する来栖大使の批判は、「外資を米国一点張りでいくのはすこぶる賢明、併し其れは外交の転換に俟つ外ない。其の内好機必至、夫迄は焦るも詮なし隠忍自重可然こと。」⁽⁵⁰⁾ というものであった。

鮎川は三保幹太郎だけを欧州から渡米させ、自らは一九四〇年四月帰国した。

(二) 対ルーズベルト工作—グルー大使との折衝

これ以後日米開戦までに鮎川がアメリカ側に対して行った工作は、単なる外資導入交渉の範囲を超えたものであった。

米内光政内閣のとき（一九四〇年一月～七月）、鮎川は、知合いのアメリカ・リパブリック・スチール会社代表兼東京トラスコン会社社長であったロバート・F・モスの紹介で、駐日アメリカ大使ジョセフ・C・グルーに会い、極東問題の解決策について懇談した。鮎川は、その際、ルーズベルト大統領に直接会いたいから取り計らってほしいと大使に依頼した⁽⁵¹⁾。なお、鮎川は、陸軍中央および関東軍に対して、事前にこの工作を通報していなかった⁽⁵²⁾。

一九四〇年七月一二日付で、さきの依頼に対する反応として、グルー大使のメモランダム⁽⁵³⁾が届いた。その要旨は次のとおりであった。

私は日米関係についての貴方の考えをアメリカ政府に伝えました。アメリカ政府は貴方の考えを興味深く検討し、日米両国の協力関係の増進に寄与したいという貴方の願望を高く評価しています。

極東情勢の解決—全関係国にとって公正にして満足すべき解決—をもたらす可能性があると貴方は信じており、また、アメリカを訪問してしかるべき政府官僚の前で直接に自分の考えを

述べたいと貴方は思っているので、この時期にアメリカへ旅行したいと望んでおられるでしょう。

貴方がアメリカ旅行を決意されるならば、アメリカ政府官僚は極東問題について貴方と喜んで討議することを私は保証します。

このメモランダムは、鮎川が訪米すれば、アメリカ政府官僚 American officials (appropriate American Government officials) が会談に応ずると述べているだけで、ルーズベルト大統領と会談できるとは書いてないのであるが、鮎川は非常な朗報と受けとった。しかし、この頃日米関係は悪化していた。同年六月二二日ドイツ軍がフランスを降伏させ、日本国内でドイツとの同盟論が再燃したとき、陸軍は米内光政首相では対独接近が不可能であるとして、陸相畑俊六を辞任させ後継者を出さなかったため、同年七月一六日、米内内閣は総辞職のやむなきに至った。日本の日独伊三国同盟への傾斜に対抗して、アメリカは同年七月国防法を制定し、武器・軍需品・原料資源・航空機部品・光学器械等を輸出許可制にし、特に日本に対しては航空機用ガソリン・高精度の屑鉄をも輸出許可制にした。このような情勢の下では、鮎川の訪米は極東問題の解決になんの効果もなく、渡米を断念せざるを得なかった。

(三) 梅津美治郎関東軍司令官への答申

しかし、鮎川は外資導入については、あくまでも執念を燃やし、手を尽した。一九四〇年六月二九日、鮎川は満業監督の最高責任者たる梅津関東軍司令官に対し、次の答申書⁽⁵⁴⁾を送っている。しかし「対米協定ノ商議」は進まず、鮎川の答申は結局実現しなかった。

外資問題ニ付御願

(前段省略)

就テハ日本政府ニ於テ愈対米協定ノ商議ヲ進メラルル場合ニハ是非共満洲ノ外資問題ヲ左記条件ノ下ニ織込マレンコトヲ願望シテ巴マナイ次第デアリマス

- 1 満洲国政府ハ満洲ノ産業開発ニ要スル機材ト技術トノ購入代金ニ充当スル目的ヲ以テ先ヅ十億弗程度ノ外貨公債ヲ発行スルコト
- 2 米国政府ハ責任ヲ以テ斡旋シ当業者ヲシテ前記満洲国外貨公債ヲ引受ケシムルコト
- 3 米国政府ハ右公債ノ手取金ヲ以テ購入セラルル機材ト技術トノ円滑ナル供給ヲ保障スルコト

以上、鮎川の外資交渉について述べた。鮎川は、まず製造業者や金融業者と交渉したが失敗に終わった。そこで政治家に対する工作を行ったが、国際関係の悪化はいかんともしがたく、この工作も効果がなかった。マイラ・ウィルキンズ氏（経営史専攻）によれば、日本がアメリカ資本の満洲導入を希望していたことは、アメリカ人には殆ど知られておらず、商務省、國務省関係資料の中にもそれを実証する記録がない⁽⁵⁵⁾。鮎川は、自ら認めているように、満業の使命として外資導入の件を強調したことにより民間の或層の手厳しい反感を誘発し、さらに、其の外資導入が世人の予想に背き一向芽を吹かなかつたこと⁽⁵⁶⁾により、二重の非難を受けたのであった。

第六節 日産（満業）とフォード自動車との提携交渉

前項で、満業の外資導入交渉が失敗に終わった事情について、一般的に述べた。この項では特に、鮎川が最も力を入れたフォード自動車との提携交渉の経緯を述べることにする。鮎川は、国際情勢に鑑み、フォード自動車の技術を満洲へ直接に導入することを諦め、まずフォードの技術を日本内地へ導入し、しかるのちに満洲へ技術移転することを企図したのであった。

一 満洲移駐前の日産とアメリカの自動車会社との交渉

日産は、実は満洲移駐前からゼネラルモーターズ(GM)およびフォードと事業提携の交渉を行っ

ていた。日産は、一九三二年からGMおよびフォードと接触を開始して、両社の日本事業（日本GM、日本フォード）の支配権を日産に譲渡する意思があるかどうか打診した。当時フォードは、日本フォードの四九%の株式譲渡の用意はあるが、過半数株式の譲渡は社是として絶対に認められないとのことであったので、同社との交渉に入らなかった。

しかしGMは、条件次第で日本GMの支配権の譲渡を考慮する意向があることが明らかとなったので、日本GMの株式の過半数買収を核心とする提携交渉を進めた⁽⁵⁷⁾。一九三三年九月二三日鮎川と日本GM専務K.A.メイは、日産との提携案を作成した。この案では、次のことが記載されている。

ア GMは、日本GMの株式四九%を日産に売却する。そして、その株式の二%を契約後五年以内に日産に追加譲渡し、日産が合計五一%取得する。

イ 日産は、自動車製造会社（後に日産自動車と改称）の株式の五一%を買い取る「オプション」を日本GMに与える。

一九三四年に入ると、日産とGMとの交渉は具体的段階に入り、同年四月二六日日産とGMとの間に提携契約が成立した。この契約で、GMは、イの「自動車製造会社の株式の五一%を買い取るオプション」を四九%に下げることには同意したが、その代わりに、その株式を取得する主体を日本GMでなくGM本社たることを求め、鮎川はこれを認めた。

大蔵省の青木一男外国為替管理部長と商工省の竹内可吉工務局長は、この案を了解した。しかし軍部は、商工省を通じて「日本GMの株式を即時取得すること」「自動車製造会社の株式をGMに分割所有させないこと」を要求した。鮎川は、日産が日本GMの経営権を即時取得し、さらに、GM本社でなく日本フォード（日産の支配下に入る）が日産自動車（自動車製造を改称）の株式を所有するという案であれば、軍も反対しないであろうと考えた。この案についてGM本社の同意を求め

たところ、同社は全面的に受け入れた。しかし、これについても軍は「横浜の日産自動車会社に外国会社のインタレストの入ることは到底容認しがたし」と主張した。

そこで、鮎川は、「日産は日産自動車の株式の買戻権を保持せざれば軍の承認を得ることはできない」と再度 GM 本社に譲歩を求め、この最終案の承認を得た。この最終案について、商工省は賛成の意向を示したが、軍ははっきりした返事をしなかった。このため、一九三四年一月三十一日、日産と GM との提携交渉はご破算となった。(第一次交渉)

一九三五年夏 GM 代表者の訪日を機会として提携交渉が復活し、日産自動車と日本 GM との株式交換による合併を協議し、大体合意に達した。しかし、当時既に政府は自動車製造事業法制定の準備を取り進めていた際なので、GM 側はその私企業的経営方針と日本政府の国策の方針に基づく日産側の要求との間に生ずる摩擦に不安を感じたものようで、一九三六年一月遂に決別の意思を表明してきた。(第二次交渉)

なお、この自動車製造事業法(一九三六年五月二九日法律第三三号)は、日本が自動車の国産化を目指して制定した法律である。この法律制定後日本フォードは年産一万二二六〇台、日本 GM は同九四七〇台に制限された⁽⁵⁸⁾。

以上の提携交渉をみて感ずるのは次の三点である。

ア 軍部が最後まで反対の態度を崩さなかったこと

軍部は自動車の国産化に拘り、自動車製造事業法の制定を急いでいた。

イ GM が譲歩に譲歩を重ねたこと

GM は、日本の自動車国産化の政策が具体化しつつあり、やがて日本 GM が日本から撤退せざるを得なくなることを予想していた。

ウ 鮎川の粘り強い交渉

鮎川は、GM に再三譲歩を求め、交渉成立寸前までこぎつけた。軍の反対がなければ、両社間の提携の合意は成立していたであろう。

う。

二 満洲移駐後の日産(満業)の提携交渉

日産の満洲移駐後、再びアメリカの自動車会社との提携交渉が始まるのであるが、今度は GM に営業権譲渡の意思がなく、フォードと交渉することになった。フォードとの提携については、日産(満業)とフォードの提携交渉、トヨタとフォードの提携交渉、日産・トヨタ・フォード三社の提携交渉と三通りの交渉が行われたが、結局いずれも取止めとなった。

(一) 日産(満業)とフォードの提携交渉

本節の冒頭に述べたように、満業は、初め満洲国内にアメリカ資本を導入して自動車工業を起こすことを望んだが、満洲国を承認していないアメリカ政府が、それを許可する見込みはなかった。そこで一九三八年中頃から、満業は、日産とフォードとを提携させ、日本内地にアメリカの資金と設備を導入して、間接的に満洲の自動車工業の確立を図ろうと考えた。

一九三八年九月、日本フォード支配人コップは、満業総裁鮎川義介に対し、次のように述べた⁽⁵⁹⁾。

ア アメリカ・フォード本社が、満洲において、満業と直接提携することには異議が出る。フォードの商売の九割はアメリカ本国で行われるから、アメリカの一般大衆の感情に注意しなければならない。しかし、日本フォードを通じて間接的に提携すれば、このような異議は生じない。

イ 工場を横浜に建設し、堅実にして且つ利益のある基礎の上に、自動車の組立作業から製造作業に漸次進むことが実行可能な方法である。

ウ 満洲国又は日本に工場建設を決定するにあたって、来たるべき五年間の一年あたり自動車需要量を合計三万五〇〇〇台と推定する。(その内訳は日本三万台、満洲三千台、北支二千台)。

エ 満業としては、他の製造会社及び外国製造会社との競争を考慮し、前記合計の半分即ち

一万七五〇〇台を自社の掌中に納め得るものとする。

一九三八年一〇月二六日に、満業は、日産と日本フォード（F）との合併案を提示したが、その概要は次のとおりであった⁽⁶⁰⁾。

ア 日産は日本Fを吸収合併し全額払込済株式二千万円を米国Fに手交する。日産株の持分は日本側六〇％、米国側四〇％とする。

イ 日産は、F製造に係る一切の車及び部分品の日本、満洲及び支那における販売及び製造に関する排他独占的利権を有するほか、日産が製造する車及び部分品をその他市場へ輸出することが認められる。

ウ 満業が企図する満洲自動車事業は無償で日産より利権の分与を受け、製造設備施設及び車製造に関する一切の技術的指導と援助とを受ける。

この満業提案について、フォード本社が問題としたのは、次の三点であった⁽⁶¹⁾。

ア グッドウィルの評価

鮎川の提案は、極めて高価なグッドウィル（暖簾代、営業権）に対して何等の支払も認めない提案である。フォードが長年にわたりアメリカの工場で開発した貴重な技術及び製作方法を考慮していない。

イ 製造した自動車の販路

日本会社に付与される販路は、日本の勢力範囲即ち日本、満洲及び日本支配下の支那に限られる。鮎川の提案のように、それ以外の地域に輸出する権利を新会社に与えることには同意できない。

ハ 為替管理

合併後の資本増加については、日本から資金を合理的自由で搬出することを制限する為替管理の存続する限り、アメリカからドル、機械類を持ち出して、新会社に払込をすることには同意できない。

一九三九年六月一九日、日本フォード副支配人ゼー・シー・アンケニーは鮎川に対して、米国

フォードが作成した「提案条件要綱⁽⁶²⁾」を送付してきた。それによると、

ア 日本フォードは、日本政府の許可が与えられることを条件として、資本を増加し日本側をして参加せしめる。この増資により、米国フォード側は内密的には株式過半数を所有するも、表見的には日本人をして株式過半数を保持せしめ、もって自動車製造事業法による許可会社たるべき資格を整える。

イ 米国フォードは、新工場の設計、建築及び作業に関し必要な凡ての技術的援助及び設計的情報を提供する。

ウ 米国フォードは、日本フォードに対して日本、満洲及び日本の勢力下に帰すべき支那各地を含む地域におけるフォード車の排他的製造、組立、販売権を賦与する。前記地域外の輸出については、米国フォードはその地域の関係会社と日本フォードとの間に取極めが成立するよう援助する。

エ 日本フォードは米国フォードに対して暖簾代としてある金額を支払う。

オ 所定の増資後二箇年経過せる時またはそれ以前もし重大な反対が米国において存在せざるに立ち至った場合には、米国フォードは日本フォードの株式再分配に同意し、よってもって日本側が五一％、米国フォードが四九％を所有することになるようにする。

とあり、特に下線部は日本側に配慮した案となっている。しかし米国フォードは、日本フォードの株式半数を売却し、その代金を米国に送金し得ることを条件として日本人と提携し、新工場建設の用意ありと申し入れたものであった。株式売却代金千八百万円相当のドル送金は、日本政府の承認を得るのが困難な問題で、このため日産とフォードの提携交渉は挫折した。

(二) トヨタとフォードの提携交渉

一九三八年七月トヨタとフォード社との間に提携問題が起こった。フォード社は日産と提携交渉のかたわら、トヨタとも提携交渉をした。鮎川が満洲に重点をおき、話が判然としない状態であっ

たので、適当な相手方を探していた⁽⁶³⁾というのが、日本フォードの弁明であった。商工省および陸軍省はフォードとの提携を許可すべきか否かについて協議した。軍部は、戦地におけるトヨタ自動車の性能について改良を熱望し、商工省としても技術の向上その他の点より考えて、トヨタとフォードとの提携を希望した。それから交渉が進展し、一九三九年初めトヨタとフォードとの提携交渉は合意に達した。しかし、一九三九年三月二十九日を最後として、商工省の命によりフォードとの交渉は商工省の手を通じて行うこととなった。トヨタ、日産個々の交渉は中止するよう命令があったので、その後交渉は一時中断の形となった。これについて、トヨタは「わが社は、事前に、内地関係の陸軍省整備局の了解を得ていたのであるが、満洲関係の問題を扱っていた軍務局がこれに反対したため、提携交渉は白紙に戻された」⁽⁶⁴⁾と述べている。

しかし、この後もフォードは日産とは交渉を続け、同年六月一九日に前述の「提案条件要綱」を日産に送っている。してみると、日産（満業）関係者が満洲関係を担当する軍務局をして、トヨタとフォードの提携交渉を中止させたものと推定される。

(三) 日産、トヨタ、フォード三社の提携交渉

一九三九年七月一五日に商工省機械局は、日産、トヨタ、フォード三社の提携を指示した。

輸入自動車の国産化に関する件⁽⁶⁵⁾

機 械 局

- 1 トヨタ及日産ト「フォード」ト提携シ二許可会社ト別箇ニ日本ニ一定ノ生産能力ヲ有スル自動車製造工場ヲ設置セシムルコト
許可会社以外ノ者ノ提携ハ之ヲ認メザルコト
- 2 右新会社ノ内容ハ事業法ノ許可条件ニ合致セシムルコト
- 3 新会社ハ部分品ヨリ一貫シテ自動車ノ製造ヲ為ス設備ヲ設クルコト
- 4 右ノ設備ニ必要ナル輸入資材ハ主トシテ

「フォード」ノ現物出資トシ且必要ナル技術者ヲモ派遣スルコト

5 提携条件ノ詳細ニ付テハ總テ商工省ノ承認ヲ要スルコト

これは、トヨタ及び日産両社とは別個に、日産・トヨタ・フォード三社が提携して一会社（F社と仮称す）を設立し、新たな自動車製造工場を建設する構想である。一九三九年九月鮎川満業総裁と豊田利三郎トヨタ社長はこの件に付いて意見を交換した⁽⁶⁶⁾。

鮎川は、この構想に賛成で、「F社製造開始の晩は、F製品が市場を圧倒し、日産、トヨタ両社共苦境に遭遇する事明らかなり。商工省の云うが如くFをして三万台を製作せしむる事をなさず、Fをして重要な部分を作らしめ、日産、トヨタ又夫々担任部を定めて製作し、この三社の製作品を集めて完成車を作るをもって最も安全な方策だ」と主張した。

しかし、鮎川の考えに従えば、日産もトヨタも、重要部分を製作するF社に従属する子会社のようにになってしまう。豊田社長は、「日産、トヨタ共にFの前に屈服せねば自動車は出来ないのかと疑問を抱かしむる事となり今日まで政府並びに両社が国策使命遂行のために血の出るような建設的努力をしたことが水泡に帰する」と、この案に強く反対した。

関係の三社が交渉の結果、一九三九年一二月、トヨタも、新会社設立に関する三社間の契約書案⁽⁶⁷⁾を承認し、資本金六千万円、出資比率フォード四〇%、日産三〇%、トヨタ三〇%の新会社を設立することになり、仮調印も行われた。しかし、調印の寸前になって当事者の一部から異論が出て、正式調印に至らなかった⁽⁶⁸⁾。

トヨタ・日産・フォード三社提携案が急に浮上し、また消えた理由は不明であるが、軍が自動車の国産化にこだわったこと、日産とトヨタの確執、官庁間の争（商工省対陸軍省、軍務局対整備局）等いろいろな要素がからんだものと思われる。

以上要約すると、満洲国における自動車工業の確立は満業の重大使命の一つであり、できる限り迅速に最新式の生産設備を設置しようとし、その実現にはフォード社との提携が最善の方策であると確信し、満業は創立以来その方針に向かって努力を傾注した。その結果フォード社においても満業と提携する意向を持つに至ったが、パナイ号事件の発生、日中戦争の拡大やそれに伴うアメリカ在华権益の侵害によって、アメリカ官民の対日感情は悪化の一途を辿り、このためフォード社は、満洲に対する直接投資を拒否した。よって満業は、次の策として、横浜の日産自動車株式会社（満業の在日関係会社）と日本フォード（フォード社の在日関係会社）との提携をまず実現し、これを通じて満洲の自動車工業の確立を促進する案を樹ててフォードとの交渉を継続した。フォード社はこの案に対して原則的同意を表明し、具体的条件を試案として提示したが、多額の外貨送金問題が障害となった。一方、日本フォードは日産と協議しながらトヨタとの提携も模索していた。さらに商工省機械局が日産・トヨタ・フォード三社提携案を提示するなど、日米自動車提携交渉は、日産、トヨタ、フォードの三社に商工省、陸軍省（軍務局及び整備局）が介入して複雑な展開を辿り、結局、日産とフォード、トヨタとフォード、日産・トヨタ・フォード三社のどの提携案も実現しなかった。

三 アメリカ国内の情勢—政府と大衆の反日態度

このように日米間の自動車提携交渉は日本フォードを軸に二転三転し、ついに不成立に終わったが、その背景にはアメリカの反日感情の激化があった。一九三九年頃、アメリカ政府が日本との取引に反対した例を次にあげる。

ア 満洲国に対するクレジット取引禁止

満洲国向五千台の車両供給に関し合衆国政府当局は公式書面を以て満洲国に対するクレジット取引禁止をフォード本社に通告した。その結果フォードはこの取引を日本フォード対同和自動車（満業の関係会社）の日本における

普通取引という建前に変更したが、それでも米政府は釈然とせず、ワシントン政府および東京の米国大使館へ出頭説明を命ぜられた。この政府の抗議の根拠は、一九二三年に政府の取決めた、ある方針にあり、それは判然と、先般の同和自動車との取引等を禁止するものではないが、解釈に拠って禁止した⁽⁶⁹⁾。

イ 日本の手形割引の禁止

まとまった金額のクレジットは、私人にして、政府の方針を無視し、且つ政府の叱責を冒険する者を通ぜざる限り不可能である。禁止の法律はないが、政府は輸出銀行を通じてあらゆる銀行に対し日本の手形を割引すべからざる旨を告知せしめている⁽⁷⁰⁾。

アメリカは、日中戦争の際に交戦国に中立法を適用すると、日本の方に有利であるとして、同法の適用を行わなかった。cash-and-carryの原則に従う限り、日本はアメリカから軍需品や原料を従来通り購入することができ、一方中国は日本海軍による海上封鎖によりアメリカから輸入し得ないからである。しかし、アメリカは、いろいろな形で日本に不利益を与え、中国を援助した。上述の日本及び満洲国関係の禁止措置は、明確な法的根拠はないが、アメリカ政府の行政措置としてとられたのである。

フォードと日産の提携は、ルーズベルト政権の存続する限り、実行不可能であった。翌一九四〇年の大統領選挙を控えて、政府当局は神経過敏となっており、アメリカ世論が問題にしそうなことを、政府は絶対に許容しなかった。フォードとしても、アメリカ政府の反日態度に配慮する必要があったが、それ以上にアメリカ大衆の態度に留意しなければならなかった。なんとといっても、大部分のフォード車の販売先はアメリカ国内の大衆であり、日本の商売はフォード全体から言えばウエイトの小さいものであったから、日本の商売がアメリカの商売に悪影響を及ぼす危険は断じて避けなければならなかった。かくてフォードは、日産との提携交渉に全く興味を失った。一九四〇年五月の在ニューヨーク、マレー発、鮎川総裁宛電報

によると、樺山伯爵⁽⁷¹⁾はフォードの役員に面会を求めたが拒否された。

おわりに

外資導入交渉が失敗に終わったことは今まで述べたとおりであるが、当時の人人が、なぜ外資導入が可能であると考えたかについて、次に述べることとする。

第一は、アメリカ政府の対日政策やアメリカ人の対日感情に対する無理解または軽視である。その例として、日満財政経済研究会の「日米経済提携要綱」と石橋湛山の「満洲・華北の国際開発論」について述べる。

満洲事変の際、一九三一年一〇月八日の錦州爆撃を機として、アメリカの態度は硬化し、翌年一月七日アメリカのスティムソン国務長官は、日本の満洲侵略に対して不承認主義の宣言を行った(スティムソン・ドクトリン)。また、日中戦争勃発直後の一九三七年七月一六日には、ハル国務長官は武力行使排撃、国際協定の遵守等を要求する声明を発表した(ハル声明)。このように、日本の中国侵略に対しては、アメリカ政府はその都度日本を非難しており、日米の協力は困難であった。しかるに、宮崎正義を長とする日満財政経済研究会は、日中戦争勃発の二カ月後に「日米経済提携要綱⁽⁷²⁾」を発表した。その概要は次の通りで、後に鮎川が行おうとした計画に類似した点もある。

一 次の日米合弁会社を組織し、資本を折半する。

日米航空機製作会社	資本金一億五千万円
日米自動車製作会社	一億円
日米機械工業製作会社	三億円
日米工作機械工業製作会社	五千万円

なお、米国投資分は三億円とする。

二 満洲及び北支においては、各々日米合弁の開発会社を設立し、これをして各産業に投資せしめる。なお、満洲及び北支における米国投資分は三億円とする。

しかし、日中戦争が継続、拡大するかぎり、アメリカ政府は、日本の経済力、軍事力の強化に役

立つような日米経済提携を承認する可能性はなかった。

次に、一九三七年一二月一日付の『東洋経済新報』は「此の際満洲にでも、北支にでも善い、相当額の外資を導入する道が開けるならば、其の我が国を利する所の大なるは言うまでもない。それはただに経済的にばかりでない。更に政治的に我が国際関係を良化する役目をもまた果たすであろう⁽⁷³⁾」という「満洲・華北の国際開発論」を提起した。また一九三八年新年初号の「希望に輝く新年の日本財界」という論説は「たとい列国が国際連盟規約の所謂経済制裁を我が国に加へ来るとも、記者は断じて恐るるに足らぬと信ずる」と述べ、我が国の媾和条件案として五条件(記者自ら、形式的に解すれば支那の所謂領土保全、門戸開放等の主義に反すると述べる)を提案した。さらに、満洲と北支への外国資本の導入は大いに有望であると述べ、その証拠として、ジャーナル・オブ・コマース主筆のジュールス・アイ・ボーゲンの「米国は北支投資に日本と協力の用意あり」という論説を同号に併載した。ボーゲンはこの中で「合衆国の産業界及金融界では概して、日本が北支並びに上海一帯の地域を占拠したことに對して一般の合衆国民が持つて居る様な反感を有して居ない」と述べた。この「満洲・華北の国際開発論」について、姜克実教授は「石橋湛山が期待したのは、外資導入を契機に列国との緊張関係を緩和し、孤立した日本の国際的立場をいくらか緩和しようとするのであった⁽⁷⁴⁾」という。しかし、前述の新年初号の論説を読む限り、石橋湛山は、日本の満洲、華北支配の既成事実を容認した上で、日本の利益のために「満洲・華北の国際開発論」を提案したもので、年来の小日本主義の主張はトーン・ダウンしたと言わざるを得ない。

アメリカ政府が日本の満洲、華北侵略を非難する声明を發し、パナイ号事件発生のためアメリカ全土で日本商品のボイコットが起きている状況の下で、「合衆国の産業界及金融界」が満洲、華北へ資本輸出することは、極めて困難なことは明らかであった。この点で石橋湛山の国際認識は甘かつ

たと言わざるを得ないが、石橋湛山でさえ「満洲・華北の国際開発論」を提唱したということは、アメリカ資本導入について鮎川だけが楽観的な見通しを持っていたのではないことの例証であった。

第二は、鮎川義介の外資導入の経験と力量に対する過大な期待である。

石橋湛山は、大河内正敏（理研）、野口遵（日本窒素）、森蘆昶（昭和電工）、鮎川義介（日産）を産業界の四傑と評価していた。『東洋経済新報』（一九三七年十一月六日付）は、鮎川を評して「新興満洲国の産業を開拓する指導者として、今日の我が国に求め得る随一の人である」と賞賛した（「日本産業の満洲移植を祝福す一経営の功は急速を期待すべからず」）。

鮎川は、一九〇三年東京帝国大学工学部機械学科を卒業したが、出身学校を秘して芝浦製作所に一職工として入社した。一九〇六年にアメリカに渡り、バッファロー市外のグルード・カプラー会社、ついでエリ市外のマリアブル・アイアン会社に入り、やはり職工として鋳物工場で実地に技術を習得した。一九〇八年に帰国後、戸畑鋳物会社を創立して実業界に第一歩を踏み入れた。後に久原鉱業を経営し、さらに日産財閥を創設した⁽⁷⁵⁾。とくに外資導入に関して注目されるのは、日産の満洲移駐前に、鮎川が日産とGMの提携交渉を進め、GMの同意を得たことである。この提携案は陸軍省の強い反対を受けて、白紙に戻されたが、鮎川のGMとの粘り強い交渉は高く評価された。

鮎川が初代の満業総裁に任命された理由については「第五節 外資導入交渉とその挫折」で述べたが、とくに鮎川が外資導入交渉の最適任者と思われた理由は、若い時のアメリカ生活とGMとの粘り強い交渉の実績にあった。

しかし、日米関係が悪化する一方では、鮎川ひとりでは如何ともすることができなかった。

最後に、もし日中戦争（パナイ号事件なども含む）が発生しなかったら、鮎川の外資導入が実現したであろうかについて述べてみたい。

この場合参考になるのは、三谷太一郎教授の研

究による、満鉄外債に対するアメリカの対応⁽⁷⁶⁾である。一九〇七年から一九二三年までの間に、満鉄外債が五件発行されたが、米貨社債はなく、いずれも英貨社債であった。満鉄に対する英米の態度は違っていた。イギリスは、満鉄に対しては比較的寛容であった。したがって、イギリスは経済的見地からこれを評価し、満鉄外債発行引受には協力的であった。これに対してアメリカは、国家的利益の観点から、満鉄の存在そのものを問題とし、満鉄に対して一貫して不寛容であった。そして、もっぱら政治的見地から、満鉄外債発行引受を拒否した。そしてアメリカの場合、資本輸出は、政府の政策的配慮によってさまざまな規制を受けた。国務省がそれぞれの対外借款について、国家的見地から、是非の意見を述べる慣行が確立し、満鉄外債発行引受についても例外でなかった。そして、この満鉄外債発行引受に対する原則的態度を変更することは、国内世論および中国の支持なしには困難であった。

このようにアメリカ政府は、満鉄に対して一貫して不寛容であった。満鉄は、日本政府が満洲経営のために設立した国策会社である。中国人は、満鉄を単なる開発機構でなく侵略機構とみなし、アメリカも満鉄には警戒の念を抱いた。満洲事変後、アメリカは中国を支持し、日本に対する非難を強めた。アメリカは、経済的に日本を支援するような行為は避けた。現代戦は総力戦であり、経済的支援は直ちに軍事的支援につながるからである。満業は鉄道以外の満鉄の主要な事業を受け継ぎ、満鉄同様に米中から警戒された。したがって、かりに日中戦争が起きなかったとしても、アメリカが、自動車や飛行機や近代兵器を製造しようと計画する満業を支援し強化することは、中国に対する配慮もあって、困難であった。アメリカ外交が中国問題について必ずしも門戸開放・機会均等の原則に終始固執したとはいえない⁽⁷⁷⁾としても、公然と日本を支援することはできなかった。

しかし、鉄、石油などの戦略資源をアメリカに依存した日本は、満洲国建国宣言が示すように、門戸開放・機会均等宣言を一部受け入れて、アメ

リカ資本の導入をはかった。一九四〇年七月、第二次近衛内閣は武力行使を含む南進政策を決定したが、アメリカとの摩擦は極力回避することとした。陸軍は、英米可分論に立って、アメリカとの戦争なしに、マレーやオランダ領インドを占領できないか考えていた⁽⁷⁸⁾。

かくて鮎川は、日米開戦まで、外資導入の夢をアメリカに託したのであった。

注

- (1) 長幸男「アメリカ資本の満洲導入計画」細谷千博=齊藤真=今井清一=蠟山道雄(編)『日米関係史 開戦に至る十年 3 議会・政党と民間団体』(東京大学出版会・一九七二)一一三頁。
- (2) 三谷太一郎「ウォールストリートと満蒙—外債発行計画をめぐる日米関係」細谷千博=齊藤真(編)『ワシントン体制と日米関係』(東京大学出版会・一九七八)三二一頁。
- (3) 情勢判断に関する意見(関東軍参謀部昭和六、七年七・八月ころ)小林龍夫=島田俊彦(編)『現代史資料(7)満洲事变』(みすず書房・一九六四)一六二頁。
- (4) 「板垣高級参謀の情勢判断(昭和七年四、五月)」小林=島田・前掲書(注3)一七八頁。
- (5) 藤原泰『満洲国統制経済論』(日本評論社・一九四二)三九三頁。満洲国史編纂刊行会(編)『満洲国史 総論』(満蒙同胞援護会・一九七〇)三八二頁。
- (6) 藤原・前掲書(注5)四〇四頁。
- (7) NHK取材班『ドキュメント昭和 世界への登場 三アメリカ車上陸を阻止せよ』(角川書店・一九八六)四三頁。
- (8) 藤原・前掲書(注5)四〇六頁。
- (9) 片倉衷『満業の創設(日産の満洲移駐)の経緯』(『片倉衷文書』東大教養学部所蔵)六頁。片倉衷は一八九八年仙台市生。一九三四年軍務局付(対満事務局),一九三六年軍務局軍務課,一九三七年関東軍参謀等の軍歴があり,満業設立に関与した。
- (10) 『青木一男氏他満洲関係者会談 満業創設時

の経緯 昭和二六年一〇月』(『鮎川義介文書』)六頁。

この会談の出席者は、鮎川義介・青木一男・浅原健三・片倉衷・岸信介・岸本勘太郎・森田久・鈴木栄治・内田常雄・友田寿一郎。

- (11) 前掲書(注10)三頁。
- (12) 友田寿一郎(編)『鮎川義介 回想と抱負』(鮎川とのインタビューなどをもとにまとめたが,未刊行)二二頁(『鮎川義介文書』)。
- (13) 『満洲国史 総論』五二八頁。
- (14) 片倉・前掲書(注9)九頁。
- (15) 『満洲国史 総論』五三一頁。
- (16) 鈴木隆史「満洲経済開発と満洲重工業の成立」『徳大紀要 社会科学』第一三巻(一九六三)一一〇頁。
- (17) 星野直樹『見果てぬ夢—満洲国外史』(ダイヤモンド社・一九六三)二二四頁。星野直樹は一八九二年横浜市生。一九三六年一二月国務院総務庁長,一九三七年七月同総務長官,一九四〇年七月企画院総裁,一九四一年一〇月東条内閣書記官長。東京裁判で終身刑判決を受けた。
- (18) 片倉・前掲書(注9)12頁。
- (19) 『満業重要書類 其一』(『鮎川義介文書』)。
- (20) 青木一男氏手記写(『鮎川義介文書』)。青木一男は国際検事局へ提出した手記において,外資導入の条項の追加を主張し,実現したことを述べ,自らの平和主義,門戸開放政策を示そうとした。
- (21) 「私の履歴書 鮎川義介」『日本経済新聞』一九六五年一月二三日。
- (22) 岸信介=矢次一夫=伊藤隆『岸信介の回想』(文芸春秋社・一九八一)三三一頁。
- (23) 『特集文芸春秋・人物読本』(文芸春秋社・一九五七)六七頁。
- (24) 原朗「『満洲』における経済統制政策の展開—満鉄改組と満業設立をめぐる—」安藤良雄(編)『日本経済政策史論 下巻』(東京大学出版会・一九七六)二一九頁。
- (25) 『満洲日日新聞』一九三七年一〇月三〇日。
- (26) 昭和一一年七月二三日参謀本部は満洲国に次

の「戦争準備の為産業開発に関する要望」を提出した。

対蘇戦争準備の為戦争持久に必要な産業は昭和十六年迄を期間とし日、満、北支を範囲として之を完成し特に満洲国に於て之が急速なる開発を断行することを要望す。

島田俊彦＝稲葉正夫(編)『現代史資料(8)日中戦争(-)』(みすず書房・一九六四)六八一頁。

(27) 『エコノミスト』一九三七年十一月一日号三七頁。

(28) 星野直樹『見果てぬ夢—満洲国外史』(ダイヤモンド社・一九六三)二二五頁。

(29) 「条件要項 一九三七年一〇月二二日日産提出」『満業重要書類其三』(『鮎川義介文書』)。

(30) 「国策会社に対する条件要綱 一九三七年一〇月二六日国務院会議決定」『満業重要書類其三』。「一九三七年十一月二〇日臨時株主総会案内状(日産一九三七年十一月五日付)」(『鮎川義介文書』)。

(31) 持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』上巻(一九五一)七八頁。

(32) 宇田川勝「日産財閥の満洲進出」『経営史学』一一巻一号(一九七六)五四頁。

(33) 宇田川・前掲論文(注32)六四頁。

宇田川勝『新興財閥』(日本経済新聞社一九八四)二三三頁。

野田正穂「満洲に賭けた日産の夢と現実」『別冊中央公論』四巻三号。

(34) 小山谷蔵 一八七六年和歌山県生。民政党。和歌山二区。衆院当選八回。一八九八年東京専門学校卒業。コロンビア大学等に学び、PhDを取得。台湾総督府専売局翻訳官、文部省副参政官、第二次若槻内閣内務参与官、米内内閣外務政務次官等を歴任。

(35) 『帝国議会 衆議院委員会議録 昭和編 八四 第七三回議会 昭和十二年』(東京大学出版会・一九九五)一三七頁。

(36) 宇田川勝『新興財閥』(日本経済新聞社・一九八四)四五頁。

(37) 丸山幹治「戦時議会に聴く」『大阪毎日新聞』

一九三八年一月二八日。

(38) 鮎川義介『随筆 五もくめし』(ダイヤモンド社 一九六二)一一七頁。安藤良雄編『昭和政治経済史への証言』(毎日新聞一九七二)二八〇頁。

(39) 特派記者福田政蔵「宝庫東邊道を衝く」(『満洲日日新聞』一九三七年一〇月二七日～十一月九日)。

(40) 鮎川義介『百味瓢箪 鮎川義介随筆集』(愛蔵本刊行会 一九六四)一三九頁。

(41) 『自一九四六年一月二八日至一九四六年五月二二日 鮎川義介予審問答要領覚書』(以下『予審覚書』と略す)(『鮎川義介文書』)四一頁。鮎川は、一九四五年一二月巢鴨拘留所に抑留、一九四七年八月釈放された。

(42) 岸信介＝矢次一夫＝伊藤隆『岸信介の回想』(文芸春秋社・一九八一)二六頁。

(43) 『予審覚書』(注41)三〇頁。

(44) 笠原十九司『日中全面戦争と海軍 パナイ号事件の真相』(青木書店・一九九七)二二頁。同氏によれば“PANAI”は「パナイ」と表示するのが正しい。筆者もこれに従うが、資料中に「パネー」と表示しているものを引用する場合は、その資料のとおり表示する。

(45) 「大蔵省の往復電文」『満業重要書類』其三(『鮎川義介文書』)。

(46) 『外資関係資料(米国)』(『鮎川義介文書』)。

(47) 吉野信次『おもかじとりかじ』(通商産業研究社・一九六二)四二八頁。吉野信次は一八八八年宮城県生。一九三七年一二月商工大臣、一九三八年一二月満業副総裁、一九四二年六月満洲国経済顧問。

(48) 三保幹太郎「満洲国産業開発に就いて」(『片倉衷文書』国会図書館・憲政資料室所蔵)『満業重要書類』其四(『鮎川義介文書』)。

(49) 「私の履歴書 鮎川義介」『日本経済新聞』一九六五年一月二五日。

(50) 『予審覚書』(注41)三二頁。

来栖三郎口述「日米交渉と鮎川氏」『鮎川義介を回顧する』(『鮎川義介文書』)。

- (51) 友納寿一郎(編)『鮎川義介 回想と抱負』八七頁。
- (52) 『外資関係(米国)』(『鮎川義介文書』)。
- (53) 友納・前掲書(注51)九〇頁。
- (54) 『外資関係(米国)』(『鮎川義介文書』)。
- (55) 細谷千博=斉藤真=今井清一=蠟山道雄(編)『日米関係史 開戦に至る十年 3 議会・政党と民間団体』(東京大学出版会・一九七二)二四〇頁,二五一頁。
- (56) 『予審覚書』(注41)一九頁。
- (57) 「日産のGMとの交渉」『FORD・満業折衝』(『鮎川義介文書』)。宇田川勝「日産財閥の自動車産業進出について(下)」『経営志林』第一四卷第一号(一九七八)。
- 大場四千男「日産=日本GM社の資本提携交渉と日本型自動車産業の形成」『社会経済史学会第六四回全国大会報告要旨』(一九九五)。
- (58) 『トヨタ自動車20年史』(一九五八)六三頁。
- 外国法人が自動車製造事業を行うことは、自動車製造事業法第四条によって原則として禁止されたが、以前から事業を行っているものは、その事業範囲内で既得権益を認められた(同法附則)。
- (59) 「一九三八年九月一三日 日本フォード支配人コップから満業総裁鮎川義介へ」『FORD・満業折衝』。
- (60) 「昭和十三年十月二十六日 満業提案」『FORD・満業折衝』。
- (61) 「一九三八年一二月三〇日 フォード社長室ゼー・クロフフォードから日本フォードへ(支配人ビー・コップ気付)」『FORD・満業折衝』。
- (62) 「一九三九年六月一九日日本フォード副支配人ゼー・シー・アンケニーから満業総裁鮎川義介へ提案条件要綱添付」『FORD・満業折衝』。「昭和十四年八月八日フォード提携案二伴フ弗送金問題」『FORD・満業折衝』。
- (63) 「一九三九年三月二七日コップ氏との会談要領」『FORD・満業折衝』。
- (64) 「昭和十四,八,一六 トヨタ,フォード提携交渉経過」『FORD・満業折衝』。
- 中村静治『現代自動車工業論』(有斐閣・一九八三)一六四頁。
- (65) 「昭和十四,七,一五 輸入自動車の国産化に関する件」『FORD・満業折衝』。
- (66) 「昭和十四年九月六日 鮎川,豊田会談要旨 豊田利三郎」『FORD・満業折衝』。
- (67) 「昭和十四年十一月二十四日 日本フォード・日産自動車・豊田自動車契約書(豊田承認案)」『FORD・満業折衝』。
- (68) 中村・前掲書(注64)一六四頁。
- (69) 「一九三九年五月二九日アンケニー氏会談要点」『FORD・満業折衝』。
- (70) 「(康德)六年九月二七日 鮎川総裁宛 マレー氏来電(訳文)」『FORD・満業折衝』。
- (71) 「一九四〇年五月二七日 鮎川総裁宛 マレー来電(暗号)」『FORD・満業折衝』。樺山愛輔伯爵は、貴族院議員,千代田火災社長,日本製鋼所会長,日米協会会長。日産(満業)との関係は不明である。
- (72) 「日米経済提携要綱」『石原莞爾資料』(鶴岡図書館所蔵)。
- (73) 「超長期戦の覚悟と外資輸入」『東洋経済新報』一九三七年一二月一日。
- (74) 姜克実『石橋湛山の思想史的研究』(早稲田大学出版部・一九九二)三二四頁。
- (75) 岸信介「鮎川義介先生の思い出—友人代表としての弔辞」佐々木義彦(編)『鮎川義介先生追悼録』(一九六八)。
- 渡辺世祐「鮎川義介君に就ての弁護」『鮎川義介資料』。
- (76) 三谷太一郎「ウォールストリートと満蒙—外債発行計画をめぐる日米関係」細谷千博=斉藤真(編)『ワシントン体制と日米関係』三二一頁。
- (77) 加藤陽子氏は「アメリカが門戸開放・機会均等原則という九カ国条約の一小部分に固執したかのような理解」に対して、「極東問題とくに中国問題について,アメリカは,原則に終始したというよりも,場当たりの対応をとりがちであった」という。加藤陽子『模索する一九三〇年代—日米関係と陸軍中堅層』(山川出版社・一

九九三) 三〇五頁。

- (78) 山村勝郎「大蔵省一機構と役割」細谷千博＝
斎藤真＝今井清一＝蠟山道雄(編)『日米関係史
開戦に至る十年 2 陸海軍と経済官僚』(東京大
学出版会・一九七一) 二五四頁。

藤原彰「日本陸軍と対米戦略」前掲書 一五
頁。

(たしろ ふみゆき 北海道大学法学研究科博士
後期課程1年)